



第4次 青森県地域福祉支援計画



誰ひとり

孤独・孤立に悩むことなく

ともに支え合い

人と人との「つながり」が生まれる

地域共生社会の実現



青森県地域福祉支援計画



令和8（2026）年3月
青森県

はじめに

急速な少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加等を背景として、地域コミュニティの希薄化が進む中、孤独・孤立問題を含む、多様化・複雑化した地域課題の解決のためには、地域と行政が一丸となり、全ての人たちがやさしさに包まれながら豊かな生活を送ることができる社会を創り上げていくことが重要です。

このため、県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」に基づき、地域ぐるみで支え合い、助け合うことができる社会の実現を目指し、医療・福祉分野の連携の推進や、見守り体制の強化に加え、今後、ピークを迎える超高齢社会への対応の鍵となる介護現場や担い手不足を見据えた仕組みづくりを進めています。

本計画は、市町村の地域福祉計画の推進を支援する県の計画であり、広域的な観点から支援の方向性とその方策を定めるとともに、地域共生社会の実現を地域福祉の視点から推進していくもので、国・市町村・関係団体と連携しながら、青森新時代の地域福祉に向けた施策を推進してまいります。

本計画の基本目標である「誰ひとり孤独・孤立に悩むことなく、ともに支え合い、人と人との「つながり」が生まれる地域共生社会の実現」のため、県民の皆様には、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、日々の暮らしの中で地域福祉の推進に努めていただきながら、地域の様々な分野の活動に主体的に御参加くださるよう、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力を賜りました青森県地域福祉支援計画推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言を賜りました関係団体、県民の皆様にご心から感謝申し上げます。



令和8年3月

青森県知事

宮下 栄一郎

目次

I	計画策定（改定）の趣旨		1
II	計画の位置付けと役割		2
	(1) 計画の位置付け		2
	(2) 他の県計画との関係		2
	(3) 計画の期間		2
	(4) 計画の評価		2
III	地域を取り巻く環境の変化		4
	(1) 少子化・高齢化等の進行と地域社会の変化		4
	(2) 地方分権の進展とボランティア・NPO活動の振興		12
	(3) 社会福祉分野の制度改革		13
	(4) 地域福祉の推進に向けたアンケート調査の結果		14
	(5) 計画改定の方向性		17
IV	計画の基本的な考え方		18
	(1) 計画の基本目標		18
	(2) 計画の重点的視点		18
	(3) 計画推進の評価・検証		19
V	地域福祉推進のための施策の展開		20
	(1) 地域福祉推進のための基本施策		20
	基本施策1 地域共生社会の実現に向けた支援体制づくり		21
	基本施策2 地域福祉を担う人材づくり		39
	基本施策3 孤独・孤立に悩むことなくともに支え合う地域づくり		46
	(2) 地域福祉推進に向けた各主体の役割分担		67
	(3) 市町村における地域福祉計画の策定の支援・推進		72
	用語の解説・資料		73

I 計画策定（改定）の趣旨

地域福祉とは、地域住民をはじめ、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO（*）、行政等の様々な主体が、相互に関係を保ちながら協力し合い、地域にある施設や人材、仕組み等の社会資源を生かした個性のある活動を展開し、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活ができる地域社会の実現を目指す取組を行っていくことです。あらゆる地域住民が排除されず、地域社会に参画していくことが地域福祉の核となります。

さて、青森県では、急速な少子化・高齢化の進行と人口減少社会への移行、地域のつながりの希薄化、核家族化、単身世帯の増加等家族形態の多様化等、地域社会や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。児童や高齢者、障がい者虐待、自殺、ひきこもり（*）等に関する対応に加え、ヤングケアラー（*）やダブルケアラー（*）、8050問題（*）等の複合的な課題への対応、加えて孤独・孤立に対する新たな対策等、社会情勢を踏まえた対応が必要となっており、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、母子保健法、生活困窮者自立支援法（*）等の改正等を踏まえた地域福祉を推進していくことが求められています。

また、地震や集中豪雨等の自然災害が多発しており、改めて、地域住民のつながり、結びつきによる協力が重要となる一方で、自主的なボランティア・NPO活動の広がりが見られ、相互に助け合い、支え合う仕組みづくりに取り組むといった新たな動きも生まれてきています。

地域福祉は、自らの生活を自らの責任で営むという「自助」と、個人だけでは解決することが困難なことについて地域住民等が共に支え合い、互いに助け合う「互助」「共助」、そして行政が行う公的なサービス提供や環境づくりという「公助」が相互に働きかける取組として推進していくことが重要です。この中で、地域住民は地域社会の一員として、地域の様々な分野の活動に主体的に参加していくことが期待されます。

県では、社会福祉法に基づき、平成19（2007）年3月に「青森県地域福祉支援計画」を策定し、以降、平成24（2012）年3月、平成29（2017）年3月及び令和3（2021）年3月の改定を経て、本県における地域福祉の推進に向けて、住民に最も身近な自治体である市町村や地域住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、広域的な観点から市町村を支援してきました。

令和3（2021）年3月に改定した「青森県地域福祉支援計画（第3次）」では、地域福祉を巡る現状や地域福祉の理念を踏まえ、多様化・複雑化する福祉ニーズに的確に応え、全ての地域住民が年齢や障がいの有無に関わらず、健やかで安心して自立した生活を送ることができる福祉社会の構築を目指した取組を進めてきましたが、令和7（2025）年度で期間満了となることから、今後改正が見込まれる社会福祉法の内容や近年の地域福祉を取り巻く動向、課題を反映させ、令和8（2026）年度からの計画として「青森県地域福祉支援計画（第4次）」を策定しました。

Ⅱ 計画の位置付けと役割

(1) 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第108条に基づく、市町村の「地域福祉計画」の推進を支援する「地域福祉支援計画」として策定するものです。

地域福祉の推進は、主に市町村が主体となって取り組むこととなりますが、この計画は本県における地域福祉に係る施策を広域的、体系的に推進していく基本的方針を示すものです。

(2) 他の県計画との関係

この計画は、本県の基本計画である「青森県基本計画「青森新時代」への架け橋」に掲げる「地域ぐるみで支え合い、助け合うことができる社会」を、地域福祉の視点から推進するものです。

また、「あおり高齢者すこやか自立プラン（青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画・青森県介護給付適正化計画・青森県認知症施策推進計画）」、「青森県こども計画」、「第4次青森県障害者計画」等の個別計画と連携・整合を図り、各計画に共通する事項や、生活困窮者自立支援などの個別計画では対応できない事項等について、地域福祉の視点から横断的、総合的に定める計画です。

(3) 計画の期間

この計画は、令和8（2026）年度を初年度、令和13（2031）年度を終期とする6か年計画とし、社会福祉法の改正の方向性との整合を図ることとします。

ただし、本県の地域福祉を取り巻く状況に変化があった場合は、必要に応じて見直すことを検討します。

(4) 計画の評価

この計画は、有識者等で構成する青森県地域福祉支援計画推進委員会で評価し、必要に応じて施策の見直しを行います。

(参考) 福祉関連分野県計画等一覧

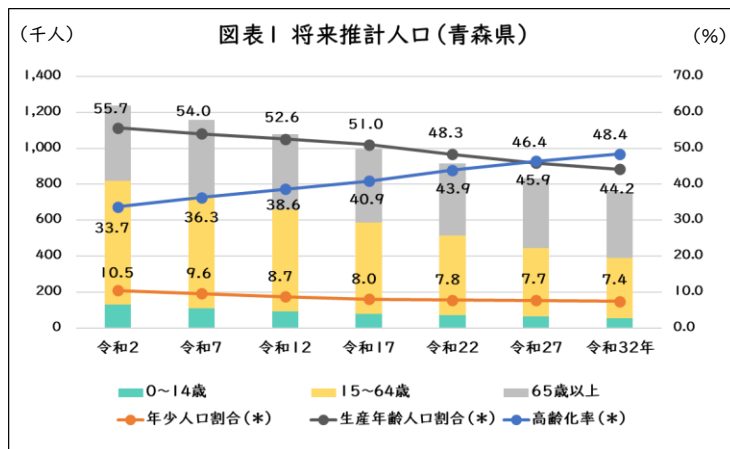
	計画等の名称	現行計画							
		令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
1	あおもり高齢者すこやか自立プラン 青森県老人福祉計画 青森県介護保険事業支援計画 青森県介護給付適正化計画 青森県認知症施策推進計画								
2	青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン	平成28(2016)年度～							
3	青森県障害者計画								
	青森県障がい福祉サービス実施計画								
4	いのち支える青森県自殺対策計画								
5	青森県こども計画 ※「青森県次世代育成支援行動計画」「青森県子どもの貧困 対策推進計画」は「青森県こども計画」に統合								
6	青森県困難な問題を抱える女性支援計画及び DV防止・被害者支援計画 ※「青森県DV防止・被害者支援計画」からの移行								
7	青森県再犯防止推進計画								～令和12(2030)年度
8	青森県健康増進計画								～令和17(2035)年度
9	青森県保健医療計画								
10	青森県男女共同参画基本計画 (あおもり男女共同参画プラン)								
11	あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針	平成15(2003)年度～							

II
計画の
位置づけ
と役割

Ⅲ 地域を取り巻く環境の変化

(1) 少子化・高齢化等の進行と地域社会の変化

① 人口構造の変化

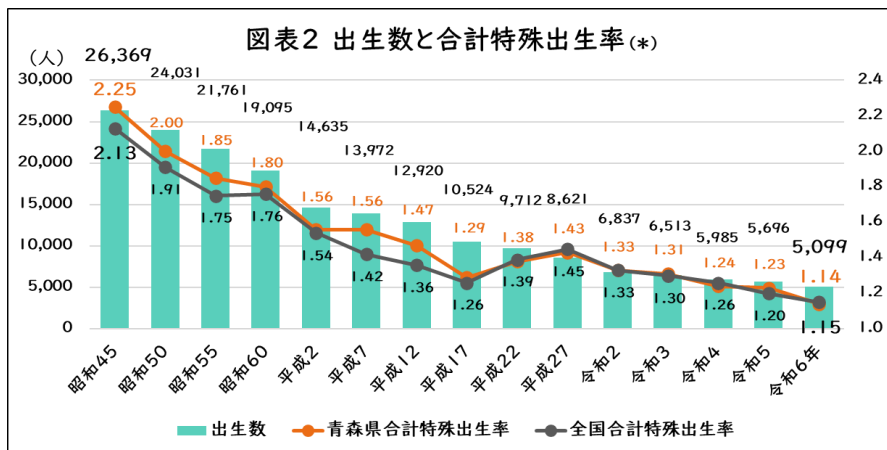


資料: 国勢調査(総務省)、日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年12月、国立社会保障・人口問題研究所)

少子化・高齢化が急速に進行し、本県はもちろん、わが国全体も人口が減少局面に入っています。

本県の高齢化率(*)は今後も上昇していく一方、生産年齢人口(*)は減少していくと推計されています。(図表1)

② 出生数・合計特殊出生率(*)の推移



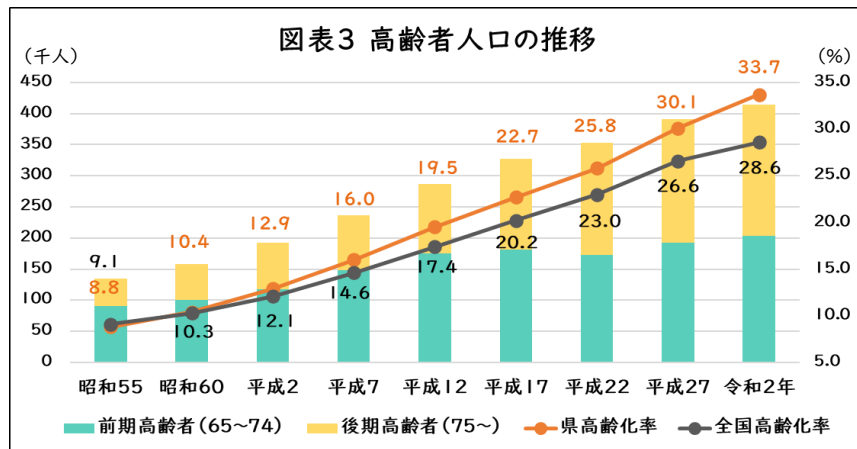
資料: 人口動態統計(厚生労働省)

本県の令和6(2024)年に生まれた子どもの数は、5,099人と過去最少となっています。

また、合計特殊出生率(*)は、令和6(2024)年は1.14と低下傾向が続いています。(図表2)



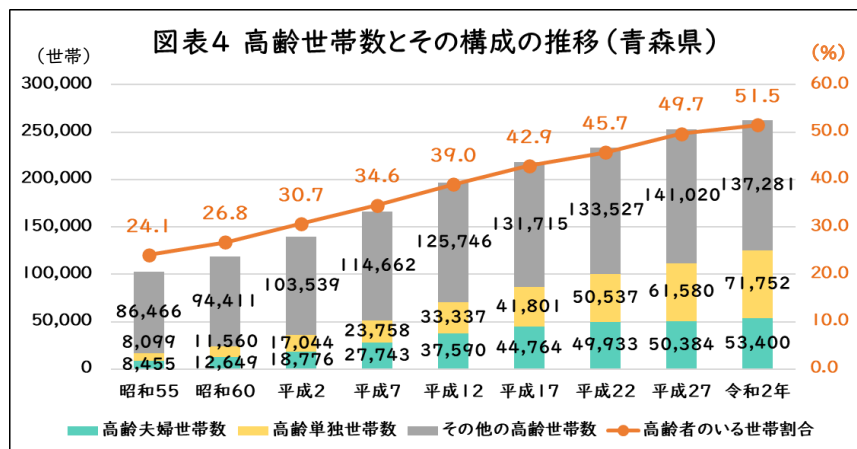
③高齡化の状況



本県の高齢化率(*)は、令和2(2020)年には33.7%と、全国(28.6%)よりも早い速度で高齢化が進んでいます。(図表3)



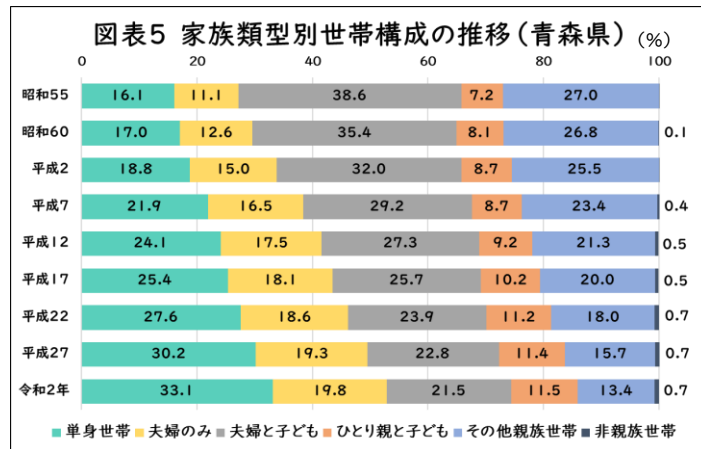
Ⅲ 地域を取り巻く環境の変化



高齢化の進展に伴い、本県の高齢者のいる世帯の割合も上昇しています。

中でも高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の数が増加しています。(図表4)

④ 家族類型の推移



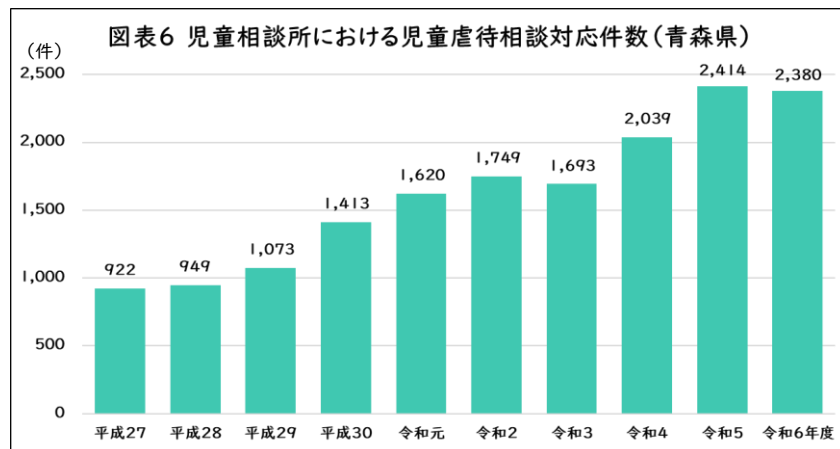
資料：国勢調査（総務省）

世帯構成では単身世帯の割合が年々上昇しており、令和2（2020）年においては33%を超えています。（図表5）



⑤虐待・配偶者等からの暴力(DV)(*)の状況

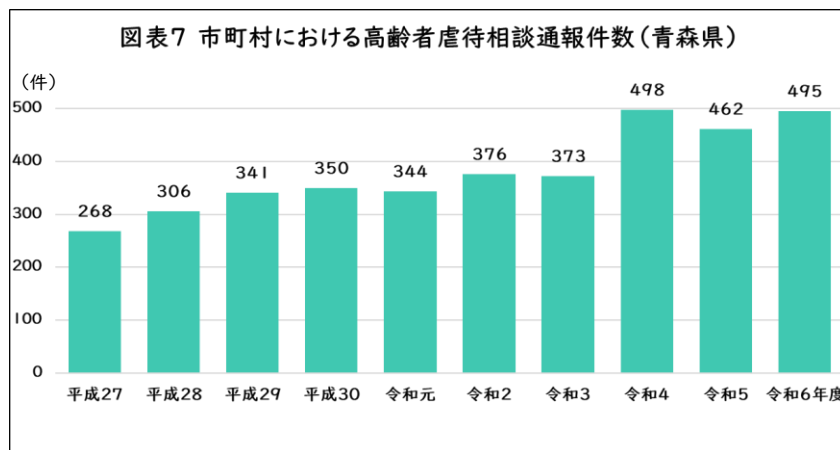
児童虐待



資料:青森県こどもみらい課

本県の児童虐待相談対応件数は、令和4(2022)年度から2,000件台で推移しており、令和6年(2024)年度は2,380件となっています。(図表6)

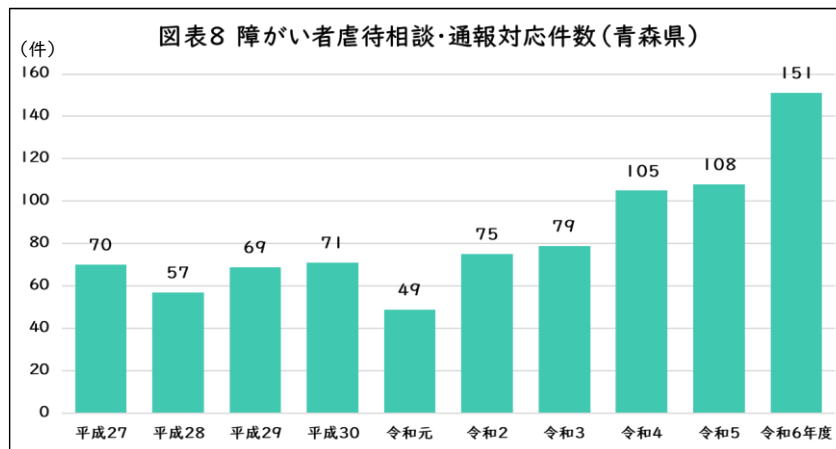
高齢者虐待



資料:青森県高齢福祉保険課

本県の市町村における高齢者虐待相談通報件数は、令和4(2022)年度から400件台で推移しており、令和6(2024)年度は495件となっています。(図表7)

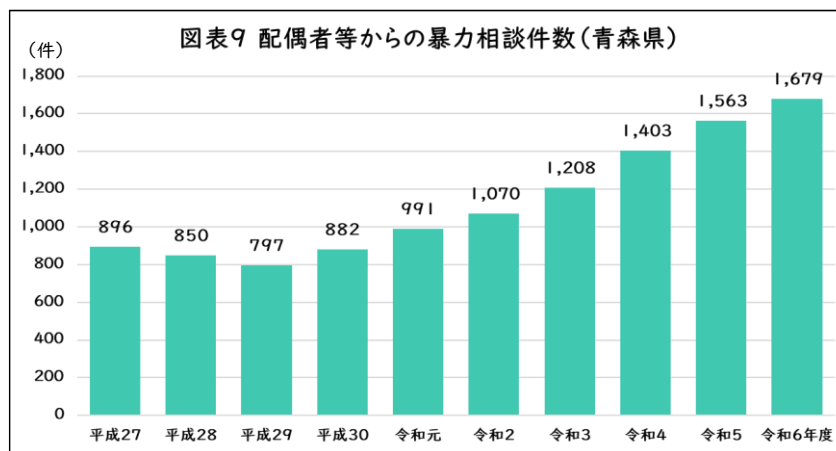
障がい者虐待



資料:青森県障がい福祉課

本県の市町村等における障がい者虐待相談対応件数は、令和6(2024)年度で151件となっています。(図表8)

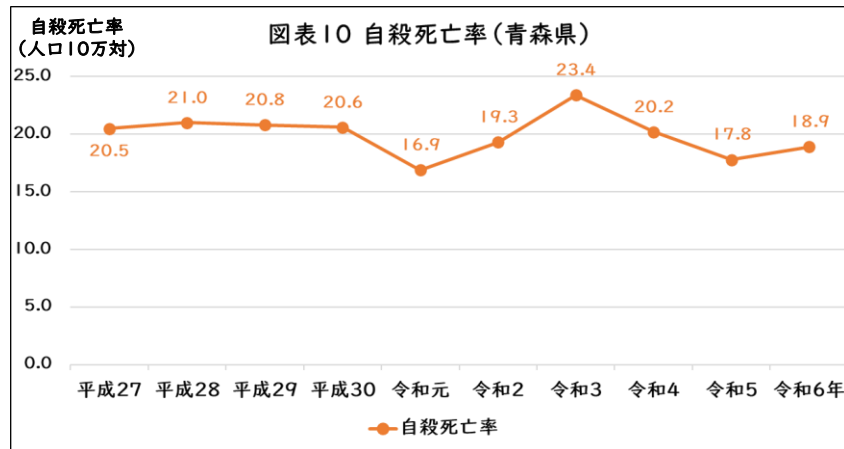
配偶者等からの暴力(*)



資料:青森県こどもみらい課

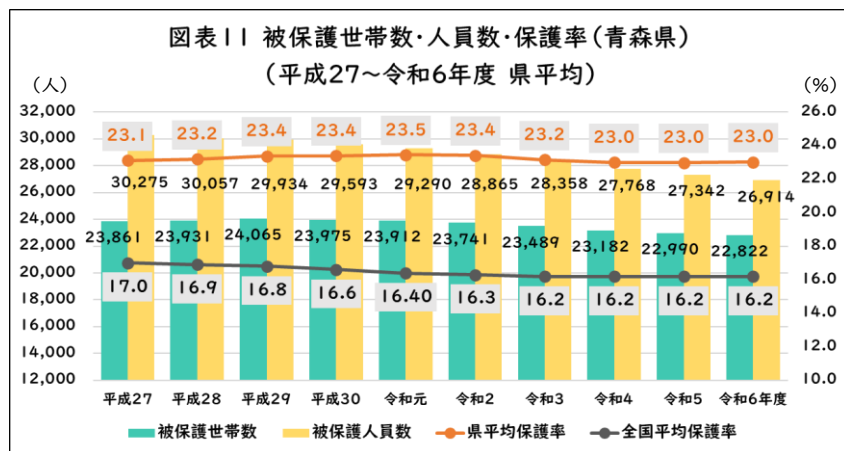
本県の配偶者暴力相談支援センター(*)における配偶者等からの暴力相談件数は、平成29(2017)年度以降は増加傾向にあり、令和6(2024)年度は1,679件となっています。(図表9)

⑦ 自殺の状況



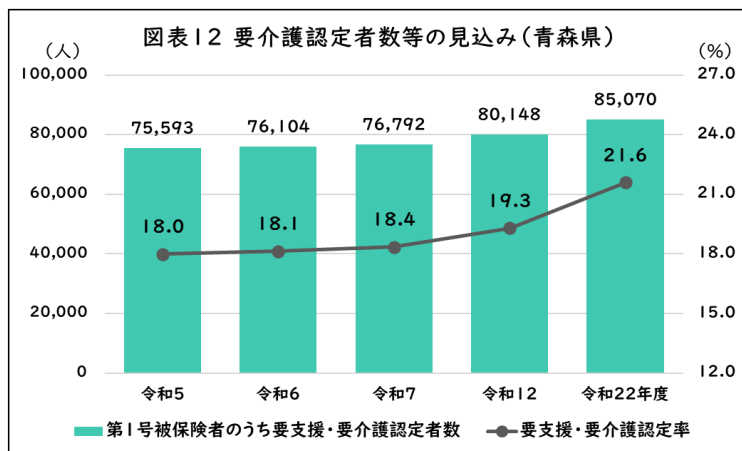
自殺死亡率は、令和6(2024)年は18.9人(人口10万対)となっています。(図表10)

⑧ 生活保護の状況



令和6(2024)年度の本県の月平均被保護世帯数は22,822世帯、被保護実人員は26,914人となっています。(図表11)

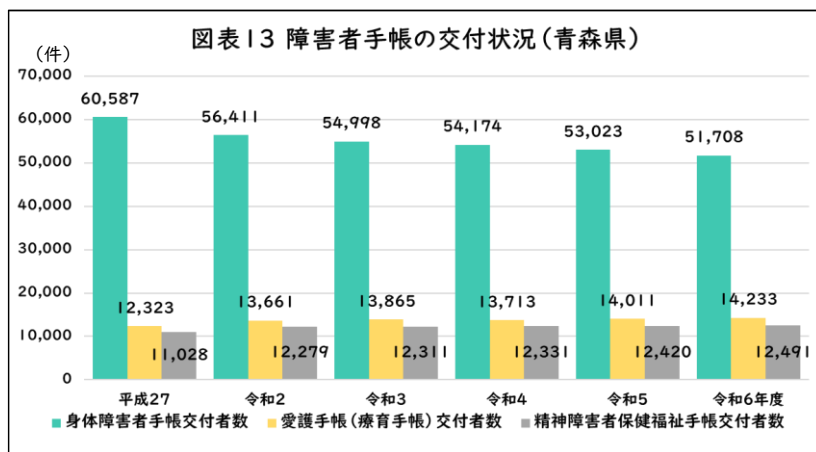
⑨ 介護保険の要介護認定者及び障害者手帳交付者の状況



資料: 青森県高齢福祉保険課

(令和7年までは「介護保険事業状況報告」(各年度9月現在)、令和12年以降は地域包括ケアシステム「見える化」の推計)

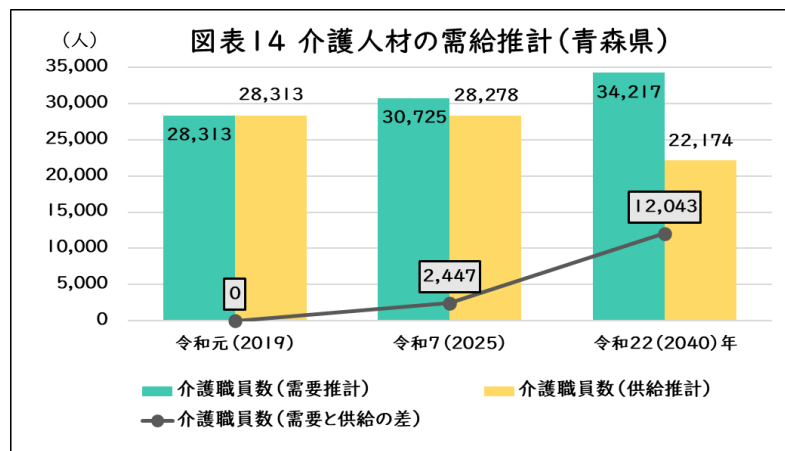
高齢化の進展に伴い、介護保険の要介護認定を受ける方も今後増加が見込まれています。(図表12)



資料: 青森県障がい福祉課

障害者手帳の交付状況については、愛護手帳(療育手帳)及び精神保健福祉手帳の交付者が増加しています。(図表13)

⑩ 介護人材の状況



資料:介護人材需給推計ワークシート(厚生労働省)

要介護認定者数の増加等により介護保険サービスの利用者数が増大し、介護人材の需要が増加することから、令和22(2040)年には約12,043人の介護人材が不足すると推計されています。(図表14)

(2) 地方分権の進展とボランティア・NPO活動の振興

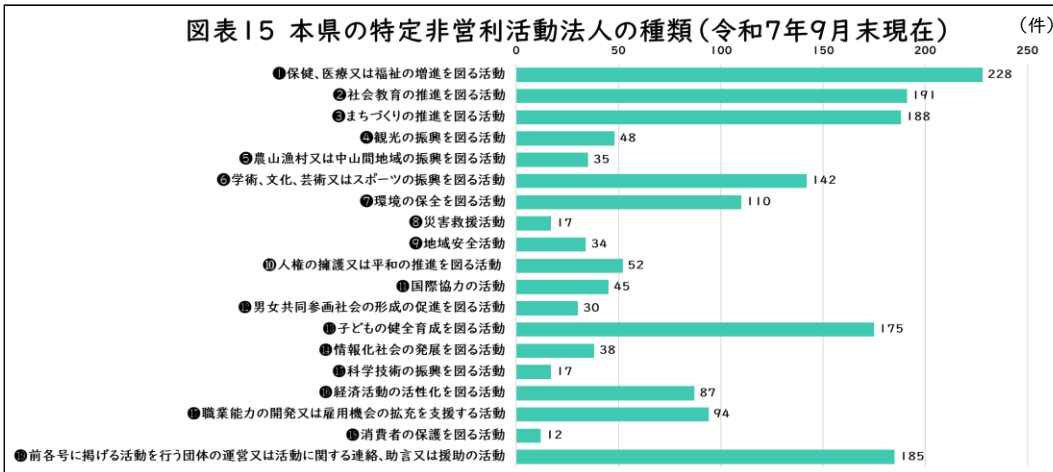
地方分権の流れの中で、地方自治体は自らの自主性や自立性を高め、個性豊かな活力あふれる地域社会を形成していくことが求められていることから、住民に最も身近な自治体である市町村の役割が重要となってきています。

また、地域においては住民と行政が相互に連携し、共に担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みを作っていくことが地域社会の重要な課題となり、地域社会の運営には地域住民が主体的に参画する機会が拡大することが求められます。

こうした地域住民の社会参加意識の高まりを背景に、ボランティア・NPO(*)活動等地域住民の自主的な活動が活発化してきています。(図表15)

介護保険制度では、要支援者の介護予防サービスの一部が市町村の地域支援事業(*)へ移行し、サービスの担い手としてNPOやボランティアへの期待が大きくなっており、また、地域に見合った保健・医療・福祉・介護の自主的な活動を行っている団体が、地域を越えて自ら連携を模索する取組が県内でも活発になっています。

図表15 本県の特定非営利活動法人の種類(令和7年9月末現在)



資料:青森県地域生活文化課

(上記活動数は、一つの法人が複数の活動をしている場合、延べ数として集計しているため、実法人数とは異なります。
令和7(2025)年9月末現在の実法人数は394法人となっています。)



少子化・高齢化、人口減少といった時代背景や多様なニーズに対応して、社会福祉に係る各分野の制度改革も行われています。

最近の動向を見ると、

◆ 社会福祉法の改正

地域福祉の推進に当たり、市町村において、地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズや事例等に対し、「重層的支援体制整備事業」等を手段として実施することにより包括的な支援体制を整備することが規定されました。

◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正

障がい者福祉では、障がい者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の構築を目指すこととされました。

◆ 児童福祉法の改正

児童福祉では、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」(*)の設置が努力義務とされました。

◆ 生活困窮者自立支援法(*)の改正

生活困窮者支援では、単身高齢者の増加等を踏まえた安定的な居住の支援のため、生活困窮者居住支援事業の実施が努力義務化されました。

◆ 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定

成年後見制度(*)では、成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度の利用促進の取組をさらに進めることとされました。

◆ 孤独・孤立対策推進法の成立

孤独・孤立対策では、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すこととされました。

こうした各分野の制度整備・改正を視野に入れながら、地域福祉を推進していくことが求められています。

(4) 地域福祉の推進に向けたアンケート調査の結果

県では、本計画の改定に当たり、令和6(2024)年10月に、地域福祉の推進に向けたアンケート調査を実施しました。

この調査は、これまで平成29(2017)年12月・令和元(2019)年11月にも実施し、今回は調査内容を一部見直して実施しました。前回の調査結果と今回の調査結果の比較等により、今後取り組んでいくべき課題、方向性が見えてきました。

【調査概要】

	県民向け	相談機関向け
調査対象	県内在住の20歳以上の県民	県内の各種相談機関
回答数／調査数	454人／2,000人(回答率22.7%)	163機関／269機関(回答率60.6%)

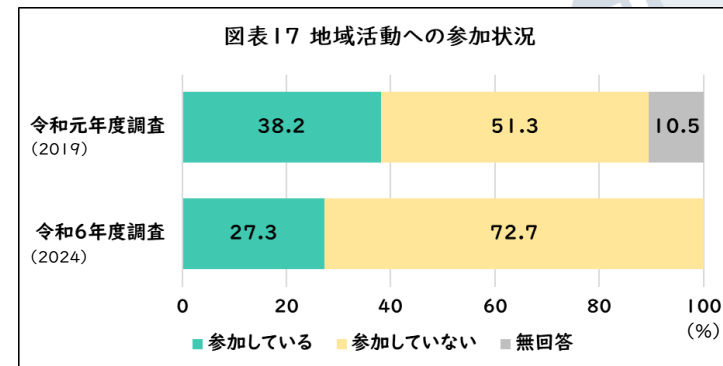
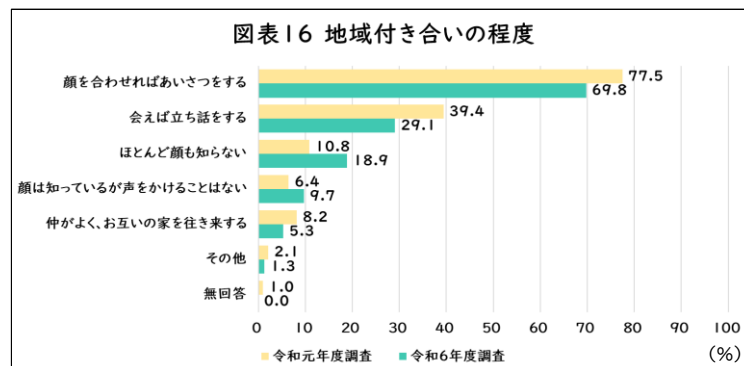


※いずれもウェブ回答により実施

① 地域との交流

地域付き合いの程度については、前回調査に比べ、顔を合わせればあいさつをすることや、立ち話をするのが減り、近所の人の顔をほとんど知らない、顔を知っていても声をかけることがないことが前回調査より増加しました。(図表16)

また、地域活動への参加状況については、前回調査に比べ、参加していない割合が上昇しました。(図表17)

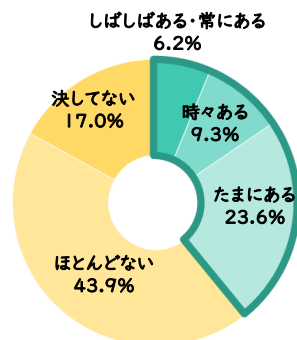
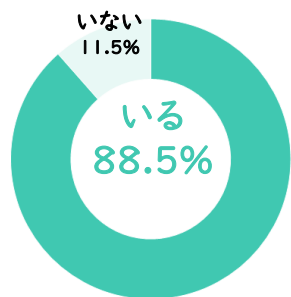


② 困った時に頼れる人・孤独と感じる程度

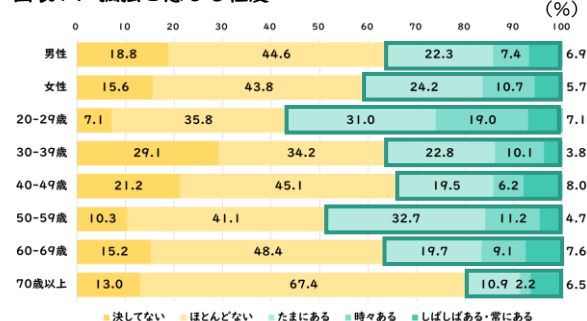
今回の調査結果では、9割近くの方が困った時に頼れる人があるという結果となりました。(図表18)。

また、今回の調査では新たに「孤独と感ずることがあるか」について調査しています。6割の方は孤独であると感じることがないと回答していますが、一方で孤独であると感じている方が性別・年代問わず一定数存在しているという結果となりました。(図表19)

図表18 困った時に頼れる人



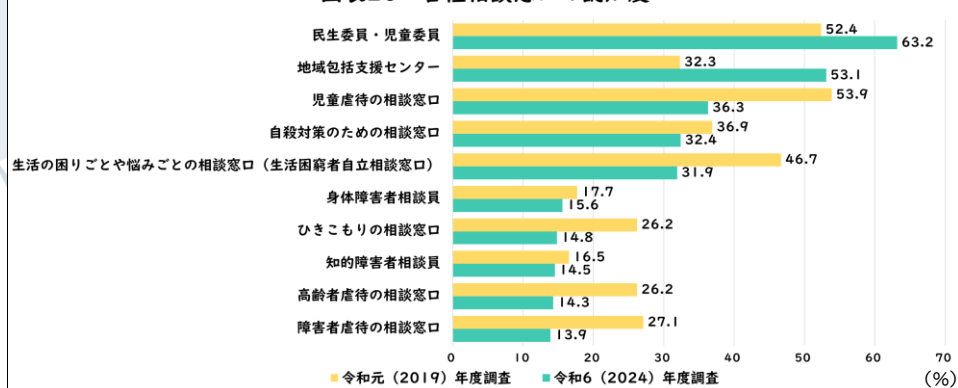
図表19 孤独と感ずる程度



③ 各種相談窓口の認知度

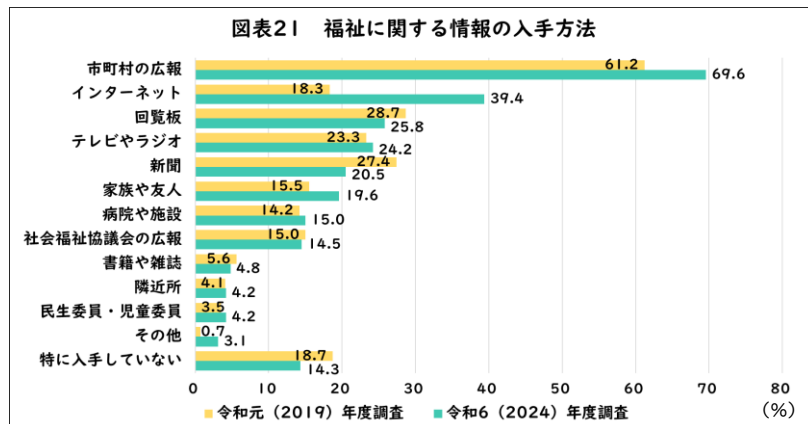
前回の調査結果に比べ認知度が向上した相談窓口もありますが、依然として認知度が低い相談窓口が存在します。(図表20)

図表20 各種相談窓口の認知度



④ 福祉に関する情報の入手方法

福祉に関する情報の入手先について、前回調査に比べインターネットの割合が大幅に上昇していますが、前回同様、市町村の広報が最も多いという結果となりました。(図表21)

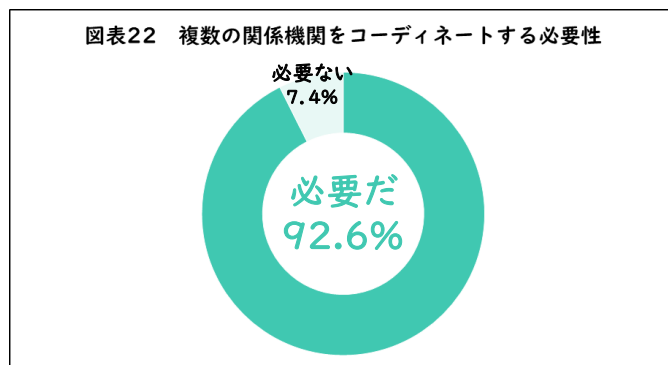


図表16～21 資料:「地域福祉の推進に向けたアンケート調査」
(令和6(2024)年10月・青森県健康医療福祉政策課調査)

⑤ 複数の機関をコーディネートする必要性

相談機関向けアンケートでは、9割以上の相談機関が複数機関をコーディネートする必要性を感じているという結果となりました。(図表22)

このことは、既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例等に対する包括的な支援体制を検討する上での重要な要素となるものと考えられます。



図表22 資料:「地域福祉の推進に向けたアンケート調査(相談支援機関用)」
(令和6(2024)年10月・青森県健康医療福祉政策課調査)

(5) 計画改定の方向性

① 本県の現状と課題

- ◆ 全国的に人口が減少局面に入り、生産年齢人口(*)が減少している中、本県では他県以上に早い速度で高齢化が進んでいるとともに、高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯の数が増加しています。一方、福祉ニーズは多様化・複雑化しており、複数分野の課題を抱える方への横断的かつ包括的な対応や複数の相談機関・団体・企業等をコーディネートする必要性が求められています。
- ◆ 要介護認定者数の増加等に伴い福祉・介護サービス利用者が増加する中で、福祉・介護人材の安定的な確保・育成が必要です。併せて、公的サービスでは十分対応できない「制度の狭間」へのきめ細かな対応を行うため、ボランティアや社会福祉法人等の役割が増大しています。
- ◆ 虐待や配偶者からの暴力相談が増加傾向にあり、関係機関が一丸となった対応が求められています。また、生活困窮者に対する自立支援の取組も引き続き必要となっています。さらに、近年の社会の変化を踏まえ、孤独・孤立は誰もが起こり得ることという認識のもと、支援を要する方が孤立せずに必要な支援を受けられるよう、地域のつながりを再構築することも重要です。
- ◆ 福祉に関する制度や相談機関の周知を図る必要があり、全ての年代の方が必要な情報を受け取ることができるよう、多様な手段により情報発信していくことが必要です。

② 計画改定の方向性

計画の改定に当たっては、本県の課題を解決するため、以下の方向性により取組を進めることとしています。

- ◆ 地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を整備し、複合的なニーズを抱える方への適切な支援を行うとともに、支援にかかわる福祉サービスの質の確保を図ること。
- ◆ 包括的なサービスを提供する体制を作り、福祉に関する制度や相談機関を市町村と協力して周知していくこと。
- ◆ 県・事業者が一体となって福祉・介護人材の安定的な確保・定着に取り組むとともに、ボランティア等自主的な参加に取り組みやすい環境づくりを進めること。
- ◆ 虐待防止、自殺対策、生活困窮者対策等、自助努力のみで対応できない問題や孤独・孤立等誰でも起こり得る状況へのセーフティネット(*)機能や支援体制を充実・強化するとともに、地域住民や関係団体等多様な主体の積極的な参加による地域づくりを進めること。

Ⅳ 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本目標

これまで、国・本県においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年度を目途に、年齢や障がいの有無に関わらず、健やかで安心して自立した生活を送ることができる福祉社会を目指して、福祉・保健医療・住まい・就労及び教育が一体的に提供される地域包括ケアシステム(*)の構築支援に取り組んできました。

今後、65歳以上の高齢者数がピークを迎える令和22(2040)年に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会を実現する必要があります。また、社会構造の変化により、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会の実現を目指していくことが求められます。

引き続き、国の動向や社会の情勢、地域ごとのサービス提供の特徴や課題、地域福祉の推進に向けたアンケート調査により明らかとなった課題や方向性を施策に反映し、自助、互助、共助、公助の考えを踏まえ、地域福祉の推進を積極的に図っていくことが重要です。

本県を取り巻く課題を解決し、本県における地域福祉の推進を図るため、次の目標のもとに必要な方策を推進していきます。

誰ひとり孤独・孤立に悩むことなく、
ともに支え合い、人と人との「つながり」が生まれる
地域共生社会の実現

(2) 計画の重点的視点

地域共生社会の推進

地域住民の生活上の問題は多様化・複雑化しており、細分化した縦割りのサービス提供では、住民のニーズに対応することは困難です。

そのため、福祉分野はもとより、保健・医療分野との連携、地域生活を継続するための様々な社会・経済活動による支援、災害時対応等の各種支援など、地域の実情に合わせて多くの分野との連携が不可欠なほか、多様な地域資源の活用や地域の担い手の参画を促進し、地域づくりの視点を踏まえた包括的な支援体制の整備が必要です。

包括的なサービスの提供

福祉サービスは、従来の「行政主導によって提供される福祉」から利用者が自らの自立を目指し「選択できる福祉」に大きく転換しています。また、利用者本人が質の高い適切なサービスを選択できるよう十分に情報提供を行い、包括的なサービスを提供する体制づくり等が求められます。それと同時に、サービスを提供する側も自らサービスの向上に努める必要があります。

福祉の人材の確保・育成と教育との連携

地域福祉を支えるのは人の力であり、福祉の人材の確保・育成は地域福祉の推進に当たって最も重要なことです。このため、専門的な知識・技能を持った人材の育成はもちろん、それらをコーディネートできる人材等の確保・育成に積極的に取り組む必要があります。

また、人口減少・高齢化が進行する中で、福祉・介護人材の確保と定着を進めるためには関係主体が一体となって取組を進めていくほか、教育分野との多様な連携に努めることが重要です。

地域住民の主体的参画と様々な主体間の役割分担

地域福祉の推進については、社会福祉法において地域住民の主体的参画が強く求められており、地域住民が互いに支え、支えられる福祉に大きく転換していく必要があります。このため、地域住民をはじめ福祉サービス事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO(※)、行政等様々な主体が、適切な役割分担を持ち、支え合いながら、地域福祉を着実に推進していくことが重要です。

(3) 計画推進の評価・検証

本計画に基づいた地域福祉推進の取組等を評価・検討するため、主要な事業について目標指標を定め、達成状況を把握します。

V 地域福祉推進のための施策の展開

(1) 地域福祉推進のための基本施策

本県における地域福祉の推進を図るため、基本目標に基づき以下の施策を引き続き推進していきます。

基本目標

誰ひとり孤独・孤立に悩むことなく、
ともに支え合い、人と人との「つながり」が生まれる
地域共生社会の実現

基本施策1

地域共生社会の実現に向けた
支援体制づくり

【推進施策】

- 1-1 地域共生社会の実現に向けたサービスの総合化
- 1-2 包括的なサービスの提供
- 1-3 サービス利用者の権利擁護
- 1-4 活動やサービスの評価の仕組みづくり

基本施策2

地域福祉を担う
人材づくり

【推進施策】

- 2-1 福祉の心の育成
- 2-2 地域福祉を担う人材の確保・育成
- 2-3 ボランティア・NPOの育成と活動支援

基本施策3

孤独・孤立に悩むことなく
ともに支え合う地域づくり

【推進施策】

- 3-1 地域住民の参加による地域福祉の推進
- 3-2 地域福祉の推進主体の充実
- 3-3 社会参加の促進と生きがいづくり
- 3-4 セーフティネット機能の充実・強化

基本施策Ⅰ 地域共生社会の実現に向けた支援体制づくり

Ⅰ-Ⅰ

地域共生社会の
実現に向けた
サービスの総合化

Ⅰ-Ⅱ

包括的な
総合的
サービス提供

Ⅰ-Ⅲ

サービス利用者
の権利擁護

Ⅰ-Ⅳ

活動やサービスの
強化の
仕組みづくり

Ⅰ-Ⅰ 地域共生社会の実現に向けたサービスの総合化

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域の住民や資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが安心して生活できる社会のことです。

住民一人ひとりが安心して生活するためには、それぞれの困りごと・課題・ニーズに合わせて適切なサービスが提供される必要があります。サービスの提供に当たっては、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の子育て家庭等支援を必要としている人々の状況を的確に把握して、対象世帯一人ひとりのニーズに適切に対応できる仕組み、体制づくりが必要であり、支援を要する人の立場に立って、どのような支援が必要かを見極め、必要なサービスを総合的に切れ目なく提供していくことが求められています。

そのためには、保健・医療・福祉・介護が連携して適切なサービスを提供することはもとより、地域住民やボランティア団体、NPO(*)等によるインフォーマルサービス(*)を組み合わせ提供していくことも大切です。

さらには、医療・福祉の分野だけでなく、あらゆる分野との協働によりサービスを提供していくことが求められます。

① 地域共生社会の構築

県では、住民が、生涯にわたり健康で安心した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護のサービスを提供する機関が連携し、必要な時に一体的に切れ目なくサービスを提供する仕組みが住民に最も身近な市町村を基本単位として構築されるよう取り組んできました。

しかしながら、高齢化や人口減少が進み、人々の生活領域における支え合いの基盤の脆弱化、社会経済の担い手の減少により、地域社会そのものの存続が危ぶまれています。

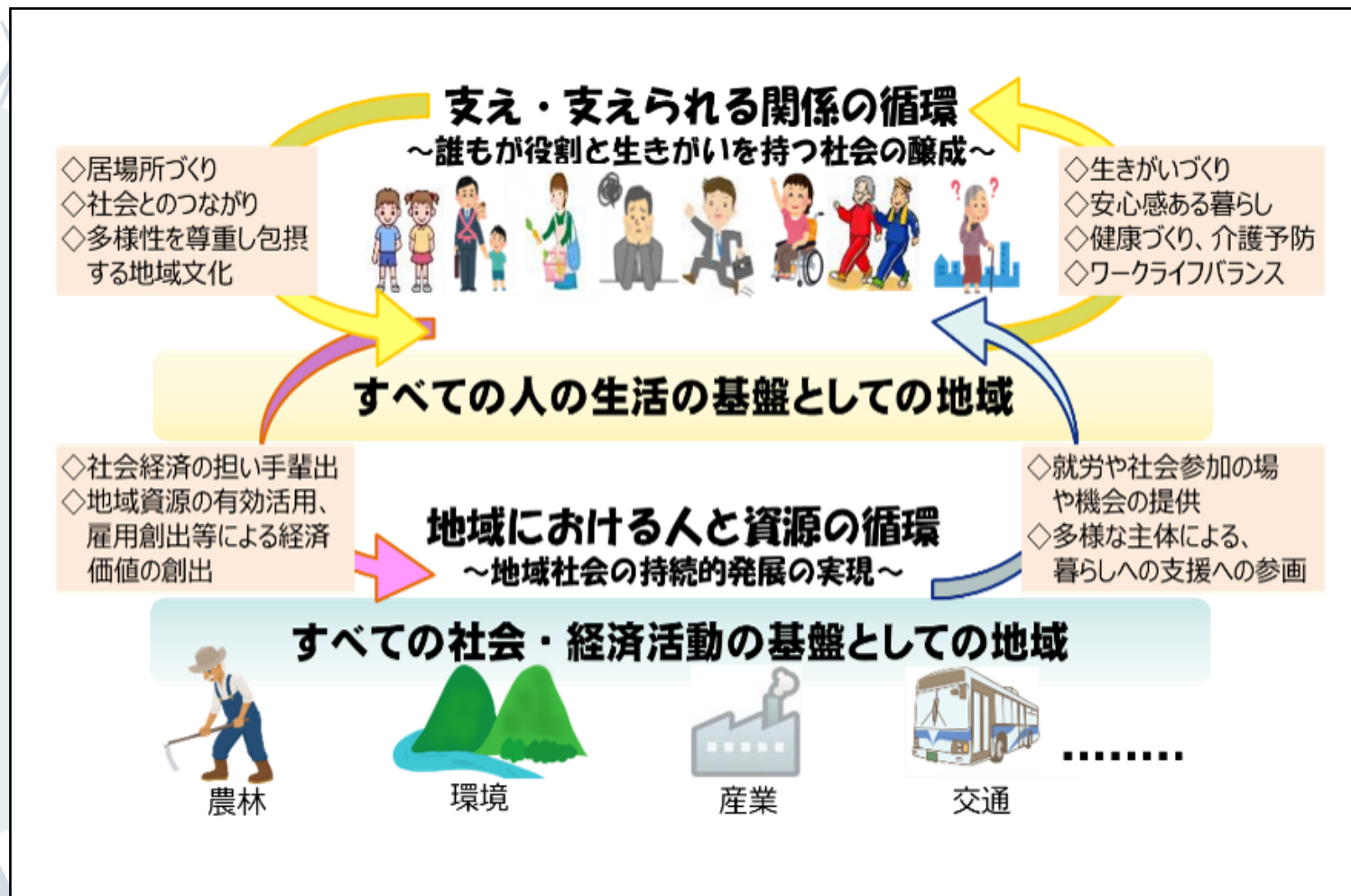
そこで、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性や、世代や地域の資源、あらゆる分野を超えてつながることが、住民一人ひとりが安心して生活できる社会を創っていくことにつながります。生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

「地域共生社会」の実現に当たり、県では保健・医療・福祉・介護分野の多職種連携の促進に引き続き取り組むほか、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの更なる充実に取り組んでいきます。

また、「地域共生社会」の実現に向け重要な要素となる医療・福祉の分野に限らない地域資源の活用、他分野との連携についても引き続き推進していきます。

【施策展開の方向】

- ◆ 地域ぐるみで支え合い、助け合うことができる社会の実現を目指し、医療・福祉分野の連携の推進を図るとともに、環境・交通、まちづくりなど様々な分野と連携を行います。
- ◆ 地域住民だけでなく、行政、社会福祉法人や市民活動団体等、多様なセクターが地域共生社会の実現に向け協働するよう支援します。
- ◆ 地域包括ケア体制の充実に支援し、関係機関と市町村との連携が強化されるよう支援します。



出典：厚生労働省ホームページ「地域共生社会の推進」より

② 地域における公的サービスとインフォーマルサービス(*)との融合・協働

地域において、支援を要する人が適時・適切なサービスを選択、活用するためには、公的サービス、インフォーマルサービスを問わず、必要なサービス供給量が充足されている必要があります。

そのために、社会福祉法人、医療法人、公益法人だけでなく、営利法人、ボランティア団体、NPO(*)、地域住民等多様な主体の参入が望まれます。介護保険制度においては、要支援1・2の軽度者に対する介護予防サービスの一部が保険給付から市町村の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、各市町村では、地域の実情に応じて多様なサービスを提供することが可能となり、こうしたサービスの担い手として、民間企業、NPO、ボランティア等多様な主体との協働が期待されます。

また、インフォーマルサービスについては、こどもの預かりや配食サービス、移送・送迎サービス、子ども食堂などのこどもの居場所づくり等、公的サービスでは賅いきれない部分まで盛り込んだきめ細かなサービスを住民の要望に応じて柔軟に提供してくれることが期待されています。

各地域において、行政、サービス提供事業者及びインフォーマルサービスを展開する団体等が、相互に連携・協働することにより、一層、利用者本位の総合的なサービス提供を実現することが可能となります。

【施策展開の方向】

- ◆ ボランティア団体、NPO等が地域のインフォーマルサービスへ参加し、活動に取り組めるよう関係機関と連携を図ります。
- ◆ 保健・医療・福祉・介護従事者や地域住民による地域づくりに向けた自主的な取組と、県・市町村等の取組との連携を図ります。

1-2 包括的なサービスの提供

近年、福祉ニーズの多様化・複雑化により、高齢者、障がい者、児童等の既存の制度の枠組みでは適切な支援を受けられない課題が顕在化しており、複合的なニーズをもつ相談者に対して、適切な支援を提供する包括的な支援体制の整備が求められています。また、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援を求めている人など、支援を要する人を取りこぼさないことも必要です。

高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の子育て家庭等の福祉サービスの利用者は、それぞれ心身の状況、生活環境等の違いにより必要とされる福祉サービスも異なるため、自らの生活上の課題を解決するためには、いつ、どこで、どのようなサービスを受けることができるのかという情報を正しく入手した上で、必要なサービスを的確に選択・利用することが重要です。

情報提供をする側は、利用者の実態、ニーズを十分把握し、利用者にとって、個人の尊厳を保持し、最適な福祉サービスを自由に選択できる状況を整備する必要があり、課題の整理や選択への助言等相談支援機能が充実していることが求められます。

このため、県や市町村は福祉サービスを提供する施設の適切な整備・配置を行うことはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに適切に対応して相談や利用援助を行うとともに、事業者等に関する多種多様な情報を積極的に収集・蓄積し、多様な媒体を活用して全ての年代の方に情報を分かりやすく提供していく必要があります。

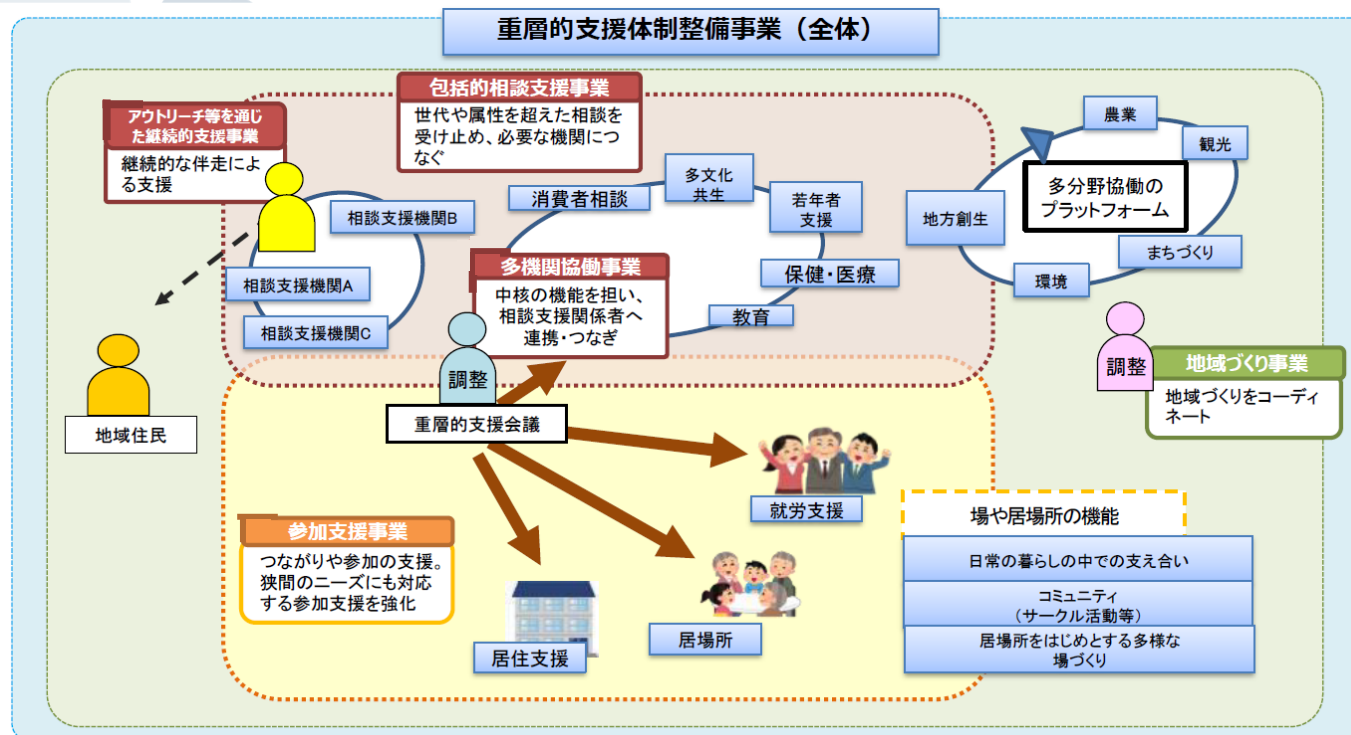
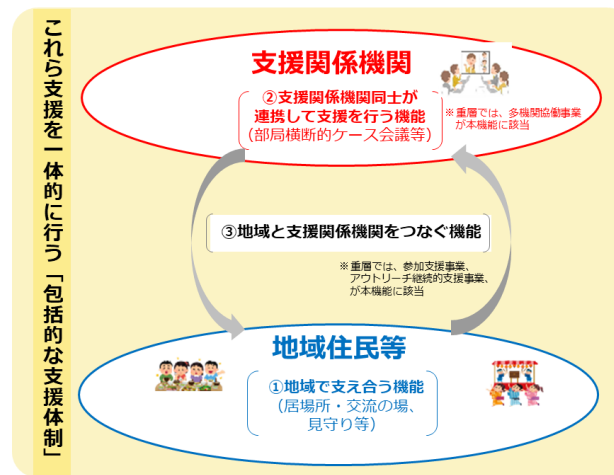
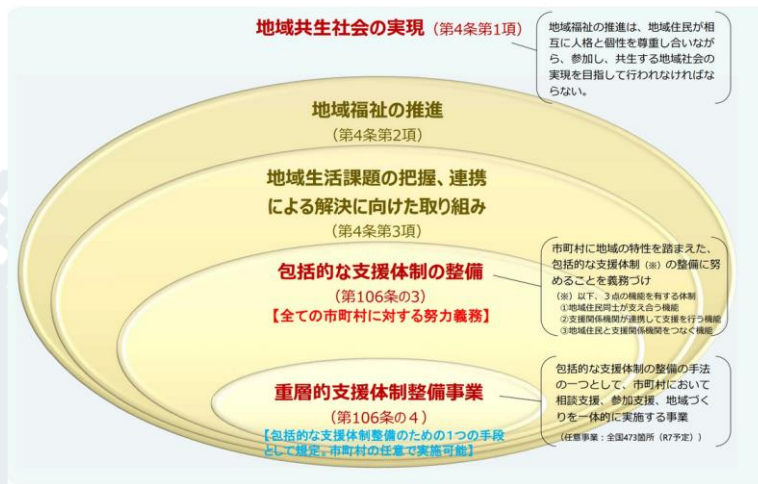
① 包括的な支援体制の整備と相談機能の充実

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならないとされています。現役世代の生産年齢人口(*)の減少に加え、65歳以上の高齢者数がピークを迎える令和22(2040)年に向け、全ての市町村で、誰一人取り残されることのない支援体制を構築するため、重層的支援体制事業等を活用するなどして、包括的な支援体制を整備することが必要です。

体制の整備においては、地域で支え合う機能、支援関係機関が連携して支援を行う機能、地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要となります。また、過疎地域等、地域の実情に応じて、既存の機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく機能的に構造化し、包括的に支援していくことも必要です。

また、住民が福祉サービスを利用するに当たっては、いつでも気軽に相談ができ、複雑な問題を整理できるように、それぞれの役割分担や横の連携を密にした支援体制が必要であり、身近なところに相談窓口が整備されていることが必要です。

さらに、どこに相談しても事案に応じて適切な情報やサービスの提供、必要な支援につながっていくように、縦割りではなく、専門領域を超えた相談機関相互、あるいは相談機関と施設・事業者等のネットワークが切れ目なく、包括的に構築されていることが重要です。相談者の多様化・複雑化したニーズに対応し、ワンストップで分野横断的に包括的な支援を行うため、各相談支援機関のコーディネート機能を担う相談窓口の設置が望まれます。



出典：厚生労働省資料

【施策展開の方向】

- ◆ 住民にとって、最も身近な相談相手である民生委員・児童委員(*)や身体障害者相談員(*)、知的障害者相談員(*)等の活動の一層の周知を図ります。
- ◆ 地域における総合的な相談窓口として機能するよう、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会(*)、地域包括支援センター(*)、市町村の障害者相談支援事業(*)、こども家庭センター(*)等を支援します。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会(*)等、市町村の機能が充実するよう支援していきます。
- ◆ 複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える住民に対し、包括的な相談窓口において、対象者との相談、それを踏まえて必要となるサービスの検討、複数機関にまたがる支援のコーディネートを分野横断的かつ包括的に行うため、国がめざす方向性を確認しながら、包括的な支援体制の整備(重層的支援体制整備を含む。)を進めます。
- ◆ 包括的な支援体制の整備に取り組む市町村が増えるよう、事業の周知や市町村間の情報共有の場づくりのために、情報交換会を開催します。
- ◆ 包括的な支援体制の整備に取り組む市町村への後方支援として、専門的人材の育成を行います。
- ◆ 相談機関相互、相談機関と施設・事業者の連携が円滑に行われるよう、圏域単位の相談支援機関を中心とした地域のネットワークを構築するとともに、相談業務従事者の資質の向上を図ります。
- ◆ まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯、防災、環境、社会教育、交通、都市計画等、福祉や医療だけでなく様々な組織と連携し、ネットワークの構築を図ります。

【目標指標】

項目	現状値 (令和7(2025)年度)	令和12(2030)年度 目標値
包括的な支援体制 整備市町村	12市町村	24市町村

② 専門相談機関の充実・強化及び連携促進

高度で複雑な専門性を要する問題に対して、的確に対応できる専門相談機関を充実・強化する必要があり、専門相談機関相互及び地域における相談機関との連携をいかに進めるかが重要な課題です。

【施策展開の方向】

- ◆ 県の各種専門相談機関（福祉事務所、児童相談所、保健所、障がい者相談センター、女性相談支援センター、精神保健福祉センター等）の機能強化と連携の促進を図ります。
- ◆ 専門相談機関と地域における相談機関（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市町村、地域包括支援センター（※）等）との包括的なネットワークを強化し、一貫した支援体制が構築できるよう努めます。また、住民が地域の身近な課題解決に取り組み、専門職はそれをバックアップするとともに高度な課題解決を担うなど、地域住民と専門相談機関との役割分担・連携を図ります。

③ 福祉に関する情報の提供

住民がニーズに合ったサービスや事業者を比較し、選択するためには、必要な情報が十分かつ容易に入手できることが必要です。

インターネットの普及・DXの推進により、特に若い世代の情報の入手手段は、インターネットやSNSが主流となっています。県では、DXなどによる生活環境の整備と強化に取り組んでおり、令和7（2025）年2月に青森県公式LINEを開設し、防災・子育て・イベント情報・各種相談先等の情報を発信しています。

一方、情報の受け手である住民側も様々な生活環境にあることから、全ての年代の方が多種多様な手段・方法で情報を入手できるよう情報提供の工夫が求められます。



【施策展開の方向】

- ◆ 住民がどのような福祉に関する情報を知りたいか、ニーズを的確に把握し、市町村や関係機関と協力し、福祉に関する制度、相談機関、福祉サービスの周知・情報提供をしていきます。
- ◆ テレビやラジオ番組、広報紙等による情報提供を継続し、県のホームページ等インターネットやSNSを活用した情報提供を充実させるとともに、より分かりやすい内容にするよう創意工夫をします。
- ◆ 市町村や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ、SNS等各種媒体を活用した分かりやすい福祉サービス情報の提供を促進します。

④ 事業者によるサービスの質の向上に向けた取組の支援と情報の開示

社会福祉法においては、事業者が自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立った良質な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされており、また必要な情報についても積極的に提供するように規定されています。

施設や事業者自らも提供するサービスの内容や提供体制等の情報を正確に開示・提供することは、利用者の利便性を高める上で重要な取組です。

また、不足している福祉・介護人材の確保のため、求職者が社会福祉法人や介護サービス事業所の職員処遇・人材育成等の情報を入手できるよう環境の整備等が望まれます。

【施策展開の方向】

- ◆ 利用者のサービス選択のための情報を提供する「介護サービス情報の公表」「障害福祉サービス情報の公表」が適切に行われるよう指導します。
- ◆ 認証評価(*)の実施により、人材確保・育成、質の高いサービス提供に積極的に取り組む事業者の「見える化」を進めます。
- ◆ 事業者の福祉サービスの質の向上を支援する「福祉サービス第三者評価(*)」や「地域密着型サービスの外部評価」への取組を推進します。
- ◆ 福祉・介護人材確保を図るため、学生・求職者等に対し、社会福祉法人等における職員処遇・人材育成に関する有用な情報を提供します。

⑤ 適切な施設配置・整備

社会福祉施設については、利用者本位の視点に立ち、地域における諸条件を勘案し、種別・地域的なバランスを考えながら整備を推進する必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 県の事業計画と施設整備の必要性との整合性及び災害のおそれがある区域に所在するか等を踏まえ、施設の種別ごとに地域の需要や必要性を考慮し、適正かつ計画的な整備を図ります。特に数の少ない種別施設は、偏在しないよう留意します。
- ◆ 利用者の生活の質を重視し、ゆとりのある居住空間やプライバシーの確保に配慮した施設の整備を図ります。
- ◆ 地域の特性に配慮した施設の整備を推進するとともに、多様な施設の整備、施設の複合化、改築整備、既存施設の有効活用等を進めます。
- ◆ 人口減少下における効率的で柔軟な事業運営を確保するため、高齢、障がい、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進します。

1-3 サービス利用者の権利擁護

介護保険サービスや障害福祉サービス等多くの福祉サービスでは、サービスの利用者と提供者が対等な関係で契約を締結します。しかし、認知症のある高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等は、サービス利用に際して何らかの支援を要する状態であったり、財産管理の能力が十分でないこともあります。

さらに、世帯構成の変化に伴い、身寄りのない高齢者等の増加が見込まれており、身寄りのない高齢者等が抱えるさまざまな課題に対処するため、地域課題として身近な市町村で対応を検討する必要があります。

また、苦情申し立てによりサービス改善を求めることも利用者固有の権利です。真にサービス利用者が事業者と対等の立場に立ち、安心してサービスを受けるためには、サービス利用者の権利擁護が一層重要な課題となっており、今後の高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加が見込まれることから、権利擁護の体制強化が望まれます。

① 日常生活自立支援事業(*)の推進

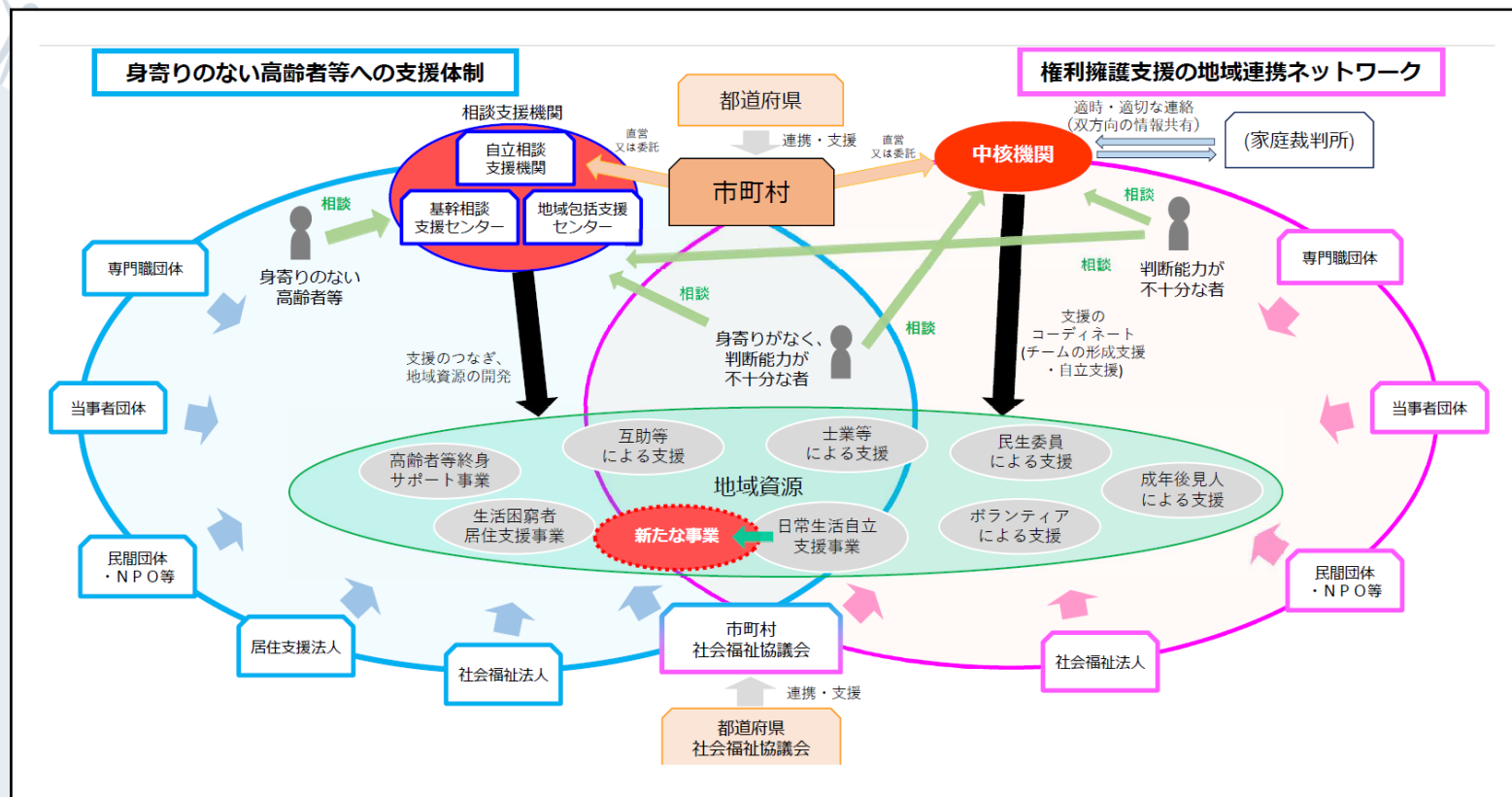
「日常生活自立支援事業」は、判断能力が不十分で、日常生活の営みに支障のある人が福祉サービスを利用する際に、必要な手続きや費用の支払いに関する事務を支援する制度です。本県では、青森県社会福祉協議会が、県内13か所の基幹的社会福祉協議会等へ事業を委託し、福祉サービス利用援助事業の実施や当該事業の従事者の資質向上及び普及・啓発を行っています。本事業の趣旨が浸透してきており、引き続き潜在的なニーズがありながら利用に結びついていないケースを着実に利用に結びつけることが必要です。

全国においては、地域によって日常生活自立支援事業の待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあること、また、日常生活自立支援事業を支える専門員や生活支援員の充足状況等に課題があることが指摘されており、本県においても同様の状況です。

今後、令和22(2040)年に向けて高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれており、身近に頼れる人がいない者や判断能力が十分でない者の割合が高まることが予想されるほか、ひとり親世帯の親子、独身の若者、中年層等も将来的に、身寄りのない状態となり得ることが想定されます。こうした状況を踏まえ、国においては、日常生活自立支援事業を拡充し、市町村社会福祉協議会や社会福祉法人等が身寄りのない高齢者等の入院・入所手続、金銭管理、死後事務等の支援を行うとともに、市町村が責務として地域の実情に応じた支援体制を構築する仕組みづくりについて、法制化に向け具体的に検討しているところです。

この新たな取組について、身寄りがいないなどの単身高齢者であっても、住居の確保や入院する際の身元保証などに困難を感じることなく生活できるための必要な支援のあり方についての国の議論を注視していくとともに、地域における支援体制の構築に向け、市町村、市町村社会福祉協議会等と連携を図りながら検討していく必要があります。

身寄りのない高齢者等の支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討していくことが想定され、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発していくことが見込まれます。



資料：第29回社会保障審議会福祉部会（令和7年9月8日）

【施策展開の方向】

- ◆ 地域において日常生活自立支援事業(*)への理解が深まり、多くの対象者が利用できるように、県民への広報・啓発活動を行います。
- ◆ 潜在化しているニーズを発掘し、日常生活自立支援事業につなげるよう、市町村社会福祉協議会との連携強化に努めます。
- ◆ 将来の身寄りのない高齢者等への対応を見据え、支援を必要とする人が、基幹的社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業につながるよう市町村の関与を強化します。
- ◆ 身寄りのない高齢者等に対する様々な取組について国の動向に注視するとともに、日常生活自立支援事業が拡充された場合は、関係機関と連携を図りながら、支援体制の整備を推進します。
- ◆ 地域包括支援センターや自立相談支援機関が、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口として機能するよう支援します。
- ◆ 社会福祉協議会職員や施設職員、民生委員・児童委員等に人権や権利擁護に関する研修を行います。
- ◆ 青森県社会福祉協議会に設置している地域福祉権利擁護センターの機能強化を図るとともに、市町村社会福祉協議会による独自の権利擁護への取組を推進します。

【目標指標】

項目	現状値 (令和6(2024)年度)	令和12(2030)年度 目標値
日常生活自立支援事業 待機者数	39人 〔令和6(2024)年度 日常生活自立支援事業 実利用者数:656人〕	0人

② 成年後見制度(*)の活用促進及び総合的な権利擁護支援策の充実・強化

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない方が、福祉サービスや財産管理に関する契約等法律行為を行うに当たっては、成年後見制度を活用することが望まれます。

令和4(2022)年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においては、成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべきであることが指摘されました。身寄りのない人も含め、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の活用だけでなく、新たな連携・協力体制の構築により生活支援や意思決定の支援の充実を図ることが求められています。

【施策展開の方向】

- ◆ 中核機関(*)の運営に関する支援を行うとともに、成年後見制度に関する研修を実施するなど、成年後見制度の市町村長申立てが円滑にできるよう市町村の取組を支援します。
- ◆ 社会福祉協議会、家庭裁判所、法務局、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、判断能力が低下した方が、成年後見制度を利用しやすい仕組みづくりを進めます。
- ◆ 後見人等が必要な人の早期発見の体制づくりや市町村長等による家庭裁判所への申立ての活用促進等、成年後見制度の利用及び制度の普及を支援します。
- ◆ 後見等の業務を担う人材を育成・活用するため、県が策定した「青森県成年後見制度に関する取組及び担い手の育成方針」に基づき、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における活動を推進します。

③ 苦情解決体制の整備

利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利と利益を擁護する上で、苦情解決への取組は重要な課題となっています。

このため、社会福祉法において、各事業者は、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。

また、利用者と事業者の間では解決困難な事案を処理したり、利用者からの申出に基づいて斡旋等を行う「青森県運営適正化委員会」が青森県社会福祉協議会に設置されています。さらに、介護保険サービスについては、青森県国民健康保険団体連合会が第三者機関として苦情解決に当たることとされています。

今後のサービス利用者の増加や利用者の権利意識の定着によって、様々な苦情に関する対応が求められ、解決に向けてのニーズは益々高まることが予想されます。

【施策展開の方向】

- ◆ 事業者に対し、自らの苦情解決体制の整備や利用者の制度利用に関する広報・啓発を積極的に行うよう指導し、利用者が苦情の申出を行いやすい環境づくりを進めます。
- ◆ 苦情解決に客観性を持たせ、利用者の立場に配慮した適切な対応が行われるよう、事業者への研修会や巡回指導、監査等を通じて、学識経験者等による第三者委員の設置を指導していきます。
- ◆ 事業者による解決が困難な事案等に対応する青森県社会福祉協議会や青森県国民健康保険団体連合会の苦情解決体制への支援を引き続き行っていきます。

1-4 活動やサービスの評価の仕組みづくり

事業者が質の高いサービスを提供するため、自らのサービスの水準を点検し、その改善を行っていく上で、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選択するための情報として、サービス評価の実施と評価結果の利用者への開示を進めていくことは重要な取組です。

また、自己評価のみでは事業者間の比較が難しいことから、民間の第三者評価機関が専門的・客観的な立場から適正に評価を行うことも重要な取組です。

一方、このような自主的な取組に加えて、経営指導や指導監査による事業の適切な運営への指導・支援も、サービスの質の確保を図り、事業の適正な運営を確保する観点から、引き続き取り組んでいく必要があります。

① サービス自己評価の実施

社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規定されています。

自己評価による自らのサービス水準の点検と改善を繰り返し実施することにより、恒常的なサービスの質の向上が期待されることから、事業者によるサービスの自己評価の取組を進めていく必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 適切な自己評価が行われるよう評価基準の提供等必要な支援を行います。

② 福祉サービス第三者評価(*)の推進

福祉サービスに対する評価の客観性や信頼性を高める上では、自己評価から一歩進んで、一定の基準を満たした公正・中立な第三者機関による評価が一層有効と考えられます。

第三者の目から見た評価結果や福祉サービスの利用者にかかわる様々な情報を幅広く利用者や事業者に提供する仕組みをつくることは、サービスの内容、質が見える化し、利用者のサービス選択やサービス内容の透明性の確保を図ることになり、さらには、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことにもつながることから、本県においても、福祉サービス第三者評価の推進に向けて積極的な取組を進める必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 福祉サービス第三者評価(*)制度について、事業者及び利用者とその家族等への理解促進を図ります。
- ◆ 事業者の積極的・定期的な受審によりサービスの向上が図られるよう、受審の機会について普及促進します。
- ◆ 事業者がスムーズに第三者評価の受審・公表を行えるよう、第三者評価機関の確保に取り組めます。
- ◆ 評価結果の適切な情報公開と利用者への情報提供を推進します。

③ 指導監査等・経営相談の充実

県が行う指導監査等は、法に基づいた適切な事業運営やサービス提供を確保する上で重要な役割を担っています。

また、サービス提供事業者が、適切な人事、労務、会計等の管理を行い、安定的な経営基盤を確立することは、サービスの質を確保する上で重要な課題です。このため、青森県社会福祉協議会においては、経営全般に関する相談・支援を行っています。

社会福祉法人以外にも多様な事業者が福祉サービスに参入する中で、指導監査等や経営相談を通じて適切な事業運営やサービス提供を促していくことはこれからも重要です。

【施策展開の方向】

- ◆ 監査機関相互の連携を図り、事業者が適切な人事管理・事業運営が行えるよう、指導監査等を一層充実させていきます。
- ◆ 施設運営の経営改善や施設経営を円滑に実施するため、青森県社会福祉協議会における社会福祉法人や社会福祉施設の経営相談を支援していきます。

基本施策2 地域福祉を担う人材づくり

2-1

福祉の心の育成

2-2

地域福祉を担う 人材の 確保・育成

2-3

ボランティア・ NPOの育成と 活動支援

2-1 福祉の心の育成

地域福祉を推進していくためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、自らの問題として福祉への理解と関心を高めていくことが大切です。

そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたり、計画的に福祉に関する教育を行うこと、多様な実践を交えた学習の機会の提供を行うこと、福祉に関する広報・啓発を行っていくことが重要です。

① 児童生徒に対する福祉教育の推進

人格形成期において、生命の大切さ、自分を尊ぶ心、他人を尊重する心、社会貢献の精神、ノーマライゼーション(*)やソーシャル・インクルージョン(*)の理念、豊かな人間性に裏付けられた福祉の心は、幼児期から様々な体験を通して育まれるべきものです。

これまで、各学校では、学校教育活動の中にボランティア活動を積極的に取り入れ、福祉の心の育成に努めてきました。

また、市町村社会福祉協議会においては、独自にボランティア活動推進校を指定し、地域での活動体験を通じた児童生徒に対する福祉教育に取り組んでいます。

福祉教育は、社会の中で支え合い、共に生きるための力を育むものであり、全人格的な発達の基礎となるものであることから、学校における教育活動のみならず、家庭や地域においても日常生活を通じて積極的に取り組んでいく必要があります。

その実施に当たっては、学校、教育委員会と市町村社会福祉協議会をはじめとする地域の関係者が十分に連携を図り、地域の障がい者や高齢者等の参画を得ながら、学校の各教科等を通じて取り組む必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 学校等において、ボランティア活動等の実体験を取り入れた福祉教育の取組を行います。
- ◆ 高齢者や障がい者等に対する理解や介護・福祉等の課題に関する認識を深めるため、小・中学校において、高齢者や障がい者等の当事者、福祉サービス事業者からこれまでの体験談等直接話を聞く機会や高齢者等疑似体験をする機会の確保を図ります。
- ◆ こどもたちが、地域の多様な住民との交流を通じて、地域の一員として課題解決に参画することの大切さを学べるような気運の醸成や環境の整備を進めます。

② 地域における福祉教育・啓発の推進

幼児期から地域における多様な人との関わりを通して豊かな人間性を育み、さらには、福祉制度等への理解を図りながら、地域の一員として地域の課題解決に向け役割を果たそうとする意識を醸成することが大切です。

そこで、互いに支え合う心や活動等を育む環境づくりを進めるため、家庭、学校、社会福祉施設、社会福祉協議会、事業所等が一体となった地域連帯の輪を広げ、その上で、生涯学習の観点から、住民一人ひとりが生涯の様々な時期に応じた福祉の心を醸成するために、福祉講座や講演会等の開催、体験活動の実施等が必要となります。

特に、身近な地域における福祉教育の充実が重要であり、そのためには、市町村（地区）社会福祉協議会（*）、学校と連携した取組の充実が求められています。

また、このような学習を通じて、ボランティア等の実践活動に展開させていくことが重要です。

さらに、福祉の心の育成に当たっては、多様な情報提供や啓発活動も重要であり、様々な機会を捉えて積極的に広報等を進めていく必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 地域住民の福祉への理解を深めるための講習会や体験学習等の機会の充実を図り、地域住民が抱える生活課題や地域資源の活用などを学習し合う場づくりを促進します。
- ◆ 地域の中での人々の多様な交流の促進や福祉活動への取組を通じて、地域住民の福祉の心が一層深まるよう、学校と市町村（地区）社会福祉協議会（*）や町内会との連携を促します。
- ◆ 出前トーク（県が取り組む事業や県政の課題に関係する様々なテーマについて、集会や学習会等で説明するもの）等の機会を捉え、福祉に関する機運醸成を図ります。

2-2 地域福祉を担う人材の確保・育成

福祉サービスは、人を相手とし、人が行うものであることから、適切なサービス提供を行うためには、地域福祉を担う人材の質及び量の両面にわたる確保が不可欠となっています。令和22年(2040年)には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズが増大する85歳以上人口の増加が今後も見込まれることから、福祉・介護サービスを支える人材をしっかりと確保し、養成していく必要があります。

一方で、現役世代である生産年齢人口(*)は減少局面にあるため、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、担い手を確保することが課題となります。福祉・介護業界と他産業との人材獲得競争が今後ますます激化することが予想される中で、事業者は求職者や利用者から「選ばれる事業者」となることが求められます。

加えて、一人暮らし高齢者の増加、児童虐待、高齢者虐待や配偶者等からの暴力(*)、自殺等の課題もあり、地域住民が求める福祉サービスの内容はより高度化、多様化、複雑化しています。専門的な知識・技術を持ちながら、サービス利用者の人間性を尊重し、さらに保健・医療・福祉・介護の連携の視点を持った人材が求められています。また、そのように培われた専門性を生かして、地域の人材を育てることも重要となってきます。

そのため、行政、福祉・介護事業者、事業者団体、従事者、職能団体、福祉・介護人材養成施設等、関係主体が一体となり、適切な役割分担のもとに、ALL青森の推進体制で協働して、福祉・介護における人材の安定的な確保及び定着に向けた取組を進めています。

① 福祉分野への参入促進

福祉・介護の現場では、未経験者から有資格者まで様々な人が就労しており、新卒者よりも既卒者(中途採用者)が多い、女性や中高年齢者の割合が高い、非正規職員が多いという特徴があります。

生産年齢人口が減少していく中で、介護分野で働く人材を増やすためには、これまで以上に、介護に知見のある者だけでなく、若者・高齢者・未経験者など多様な人材を確保し、働きやすい職場づくり、ライフスタイルに合わせた多様な働き方で、意欲・能力に応じて活躍できる環境づくりを推進することが必要です。

【施策展開の方向】

- ◆ 福祉・介護の魅力を伝え、理解促進とイメージ向上を進めます。
- ◆ 新卒者のほか、若者、中高年齢者、障がい者、他産業からの転職者、福祉・介護経験者等、未経験者も有資格者も含め、多様な人材の参入を促進します。
- ◆ 求職者が必要とする情報の公表、事業者の採用活動の強化等の取組を進めます。
- ◆ 今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう、地域福祉関係の人材養成機関や関係団体等と密接に連携を図り、専門的人材の養成を進めていきます。
- ◆ 青森県福祉人材センター(*)、青森県保育士・保育所支援センター(*)による専門的人材の確保、各種支援制度による人材の県内への就業促進を図ります。

② 労働環境・処遇の改善による定着支援

介護業界の離職者のうち約6割は入職後3年以内であること、保育士については入職後5年以内の早期離職の傾向があることから、早期離職を防止するため、やりがいを持って長期にわたって働ける労働環境を整備する必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 介護サービスにおける事業所情報の公表により「見える化」を推進します。
- ◆ メンタルヘルスケア等の定着策も含めた人材確保策を図るとともに、雇用管理改善により魅力ある職場づくりを推進し、職員の定着促進を図ります。
- ◆ 介護現場においては、ICT、介護ロボット、ノーリフティングケア(*)の導入の支援等による労働環境の改善・生産性向上に取り組めます。



パワースーツ・介護用電動リフターの活用（青森県身体障害者施設協議会から提供）

③ 福祉人材の資質向上

サービス利用者が抱える多面的な課題を分析し、適切な福祉サービスを提供するためには、自らの専門分野における資質の向上はもちろんのこと、他の専門分野との連携や地域人材・資源を効果的に活用できる人材を養成する必要があります。

また、その専門性を生かして、地域の人材を育成し、共に課題解決していける仕組みづくりが重要です。

福祉・介護職員が福祉・介護のプロとして自分の仕事に誇りを持ち、キャリアアップをしていくことは、サービスの質の向上につながるとともに、福祉・介護の魅力発信を進める上でも重要です。また、職員のモチベーションや資質の向上により定着率が高まると、よりサービスの質が向上するという好循環が生まれます。従って、未経験者でも安心して福祉・介護の仕事に就き、必要な研修を受講して知識・技術を身につけるとともに、本人の意欲・能力に応じて資格取得等によるキャリアアップできるような取組が重要です。

【施策展開の方向】

- ◆ 青森県立保健大学や青森県社会福祉協議会等と協力し、保健・医療・福祉・介護分野の連携を踏まえた研修体制を構築していきます。
- ◆ 地域にある大学等の人材専門機関や社会福祉施設が有する専門性を活用し、地域の中で人材を育成する仕組みづくりに努めます。
- ◆ 将来の見通しを持って働き続けるためのキャリアパス(*)整備を推進します。
- ◆ 未経験者でも本人の意欲・能力に応じてキャリアアップができる環境を整備します。
- ◆ 多様化・複雑化した課題に対応する相談支援従事者や様々な地域の課題に対応する方々について、研修・会議等を通じて、人材の確保・資質の向上に努めます。

2-3 ボランティア・NPOの育成と活動支援

地域福祉を推進していくには、地域の課題を自分たちで考え、共に支え合うという観点から、保健協力員(*)、食生活改善推進員(*)をはじめとした地域住民の自発的な取組が何より重要です。特に、ボランティア団体やNPO(*)等の役割は、サービスの担い手の確保や、公的サービスでは十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」を埋めるきめ細かいサービス提供等において、今後ますます大きくなることが予想されます。また、団体等に属していなくても、個人による活動が地域貢献につながっている場合もあります。

県では、平成11年に施行された「青森県ボランティア活動等の環境整備に関する条例」に基づき、ボランティア団体やNPO等が活動に取り組みやすい環境整備に努めています。

また、青森県社会福祉協議会が設置している青森県ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア講座の開催、相談支援等の取組を通して、ボランティアを育成・支援しています。

企業等による社会貢献活動等、実践活動に向けた資質の向上を含め、今後もボランティアの育成が必要です。

① ボランティア等が取り組みやすい環境づくり

【施策展開の方向】

- ◆ 企業等による社会貢献活動等、地域の新しい課題に取り組むボランティア・NPO等の普及・啓発や人材育成のための講座、実践活動に向けた手法を学ぶための講座等、様々なレベル、種類に応じた多様な学習機会を提供できるよう、青森県ボランティア・市民活動センターの活動を支援します。
- ◆ 若い世代をはじめとして全ての年代の方々がボランティア活動に興味をもってもらえるよう、地域のボランティア団体・NPO等の情報や、支援を必要とする人、活動機会についての情報等の収集・提供を行います。
- ◆ ボランティア活動者や団体間のネットワークづくりを進め、活動範囲の拡充や活動しやすい環境づくりを支援します。

② ボランティア等の人材育成

【施策展開の方向】

- ◆ 学校と社会福祉協議会、町内会（自治会）等地域の関係団体が連携して、幼児期から実践を通してボランティアの心を培うことができるような取組を進めていきます。
- ◆ 市町村社会福祉協議会やボランティア推進団体等と連携し、研修や交流会を行い、あらゆる世代のボランティア活動の掘り起こしを支援します。
- ◆ 地域の活性化に積極的に取り組む高齢者の人材育成と組織づくりを推進します。
- ◆ 災害ボランティアコーディネーター連携研修会等により人材を育成するとともに、ニーズに即した活動を展開できるよう、市町村社会福祉協議会をはじめ、関係機関・団体との連携を促進します。

基本施策3 孤独・孤立に悩むことなくとも支え合う地域づくり

3-1

地域住民の参加
による
地域福祉の推進

3-2

地域福祉の
推進主体の
充実

3-3

社会参加の
促進と
生きがいづくり

3-4

セーフティネット
機能の
充実・強化

3-1 地域住民の参加による地域福祉の推進

単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など社会構造の変化により、家族や地域、会社などにおける人とのつながりが薄くなっています。孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであることから、「孤独・孤立対策推進法」が令和6(2024)年4月に施行され、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることとされました。

また、社会福祉法第4条においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」とされています。

年齢や障がいの有無に関わらず、県民の誰もが孤独・孤立に悩むことなく、住み慣れた家庭や地域で、その人らしい自立した生活を送るためには、行政によるサービス提供に加えて、地域住民自らが地域福祉を構成する一員として、相互に支え合い、より住みやすい地域を作っていくとする自主的・主体的な活動が重要です。また、そこで暮らす地域住民のみならず、地域内外の様々な担い手とのつながりを構築していくことも地域づくりにおいては必要な要素となります。各地域において住民の総意のもと、地域福祉の推進を基調とした福祉のまちづくりに向けてより一層、力を結集していく必要があります。

そして、市町村の役割は、地域福祉の推進のための行政計画である「地域福祉計画」の策定・推進を通じ、地域住民の参加や関係団体と協働して福祉のまちづくりのための具体策を示し、必要な行政サービスや保健・医療・福祉・介護等のサービスを総合的に提供していくとともに、近隣コミュニティを築き、地域住民が共に支え合い、活動しやすい環境づくりを行うことにあります。



① 孤独・孤立対策の推進

地域コミュニティの希薄化、単身世帯の増加などにより、孤独・孤立を感じる人が増えてきています。孤独・孤立は誰にでも起こり得る問題であることから、地域の資源や担い手が減少する中、市町村・専門職・住民などが協働して地域課題に取り組む必要があります。

県では、令和6(2024)年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」を受け、令和7(2025)年2月に「孤独・孤立対策推進プラットフォーム」を設立し、多様な支援者の連携・協議を図っています。

【施策展開の方向】

- ◆ 孤独・孤立対策に関する理解の増進が図られるよう周知啓発を行います。
- ◆ 孤独・孤立対策に向けた関係機関による多職種連携が促進されるよう支援します。
- ◆ 孤独・孤立を抱える人への相談支援が推進されるよう体制の充実を図ります。



令和7年度開催「青森県孤独・孤立対策推進プラットフォーム」の様子

② 住民参加と多様な主体の協働

地域では、地区社会福祉協議会(*)、社会福祉法人、町内会(自治会)、老人クラブ、PTA、医療・福祉団体、ボランティア団体、NPO(*)、企業等福祉以外の分野も含めた様々な団体が、連携・協働しながら多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声かけや助け合いが行われています。

本県においても、地域住民が主体となって定期的に行う高齢者のつどいの場や子ども食堂が県内各地で実施されているほか、社会福祉協議会、生活協同組合をはじめ、電力・ガス・水道事業者、郵便事業者、新聞、宅配業者、保険、金融等幅広い業種の民間企業等と行政が協定を締結し、高齢者や障がい者等支援を要する住民への見守りを包括的に行う取組が全市町村に広がっています。青森県社会福祉協議会では、「福祉安心電話サービス事業」を実施し、地域で暮らす一人暮らし高齢者世帯等への見守りを24時間体制で行っています。

県では地域共生社会の実現に向けて、令和6年度から、暮らしの身近なところでご近所さんと適度な距離感で見守り活動・健康づくり活動を行う「地域共生見守り隊員(通称:見守りさん)」を養成しています。

その他、民間企業では、社会福祉協議会等が行うフードバンク(*)事業に対する食料、食材の寄付をはじめとする様々な社会貢献も行っています。

引き続き、住民や民間企業等多様な主体によるこのような取組をさらに進め、地域の福祉課題に対する共通認識を持ち、地域をあげた取組を一層進めていくことが望まれます。

また、地域福祉の推進に当たっては、市町村と地域団体の協働による効果的なサービスの提供や地域福祉活動への住民の参加の促進等、市町村としての取組が重要であり、市町村が策定する「地域福祉計画」と民間の福祉活動計画としての「地域福祉活動計画」が適切な連携を保ちながら策定・推進される必要があります。



令和7年度「見守りさん」講習会(青森市)の様子

【施策展開の方向】

- ◆ 社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の推進を支援し、住民参加や多様な主体の協働を促進します。
- ◆ 地域における認知症の理解者及び支援者であるキャラバン・メイト(*)や認知症サポーター(*)の積極的な養成と関係機関との連携を支援し、認知症の正しい知識の普及と理解を図ります。
- ◆ 講習会やワークショップの開催により「地域共生見守り隊員(見守りさん)」を養成し、ケアの視点をもって地域で活動できる人材の育成を目指します。
- ◆ 見守り活動を行うためには、民生委員以外にも、町内会や福祉安心電話の協力員、新聞配達業者や宅配業者等事業者、コンビニエンスストア等幅広い協力が必要であり、これら見守り活動のネットワークをさらに広げることにより、見守り活動の充実を図ります。

③ 福祉コミュニティ(*)づくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して生活するためには、年齢や障がいの有無、暮らしている地域に関わらず、全ての地域住民が主体的に地域資源と関わり、それぞれの状況に応じて地域の主役として活躍できる条件が整備されている必要があります。

そのためには、支援をされる側としてのみ捉えられがちな高齢者・障がい者等の持てる能力、知識やこれまでの経験を生かして、自ら社会活動に参加するなど、支援を受ける側にある人が違う場面では支援する人となり、地域住民全てが「互いに支え合う」という観点に立った取組が重要になります。

人口減少・高齢化の進行、核家族化、女性の社会参画等により、家庭や地域を取り巻く環境が変化し、地域の結びつきが希薄化しています。特に、今後は、社会全体で子育てを支援する地域社会づくりや一人暮らしの高齢者ばかりでなく、何らかの課題を抱えているものの既存の制度の対象にならない方をはじめ、支援を要する人々が孤立することなく、地域の中で見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけることが必要です。

本県では、地域づくりの中心である市町村や生活支援コーディネーター(SC)(*)をサポートする役割である「地域共生社会コーディネーター(CC)(*)」を配置し、地域の活動を支援しています。

全ての地域住民が互いに認め合い、共に支え合い、共に生きる社会づくりを行うことにより、一人ひとりの自己実現が可能となるとともに、ノーマライゼーション(*)やソーシャル・インクルージョン(*)の理念が具現化できるものと考えられます。

【施策展開の方向】

- ◆ 地域の中で何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、地域の中で支援するとともに、必要に応じて公的なサービスが受けられるようにするため、小地域のネットワークがより機能するように引き続き支援し、その活用を図ります。
- ◆ 「地域共生社会コーディネーター(CC)」の配置により、地域活動を支援します。
- ◆ 県内各地で実施されている、高齢者のつどいの場やこどもの居場所づくりを支援していきます。支援に当たっては、世代間交流をはじめ地域内の多様な交流が促進されるよう努めます。
- ◆ 公共施設、福祉施設、空き教室、空き店舗等について、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層の有効活用を図ります。

3-2 地域福祉の推進主体の充実

地域福祉の担い手は、地域住民をはじめ、サービス事業者、ボランティアや民間団体ですが、これら主体を支援し、主体間の適切な連携を確保し、持てる力を最大限発揮させる役割を担うものとして、「民生委員・児童委員(*)」、「市町村社会福祉協議会」、「都道府県社会福祉協議会」、「社会福祉法人」があります。地域福祉の推進に当たっては、これらの充実強化が不可欠の課題です。

① 民生委員・児童委員(*)の活動強化

民生委員・児童委員は、地域住民にとっても最も身近な相談・支援者として、地域における福祉ニーズを発見し、課題が解決できるよう、必要な支援を担う機関への「つなぎ役」となることが期待されています。特に、近年は、災害時の取組、子育て家庭への支援、児童虐待や高齢者虐待の早期発見や高齢者の見守り等、地域の実態に即した具体的に迅速な取組が求められています。

しかし、その活動範囲の広範さによる精神的な負担感、対応する問題の多様化・複雑化、個人情報の取扱いと関係機関との情報共有、なり手の不足等の課題が指摘され、民生委員・児童委員が地域福祉の中核としてその力を十分に発揮できるよう、活動環境の整備が求められています。

民生委員・児童委員が住民のニーズに基づき必要な関係機関や効果的なサービス利用につなげていくためには、研修を充実させることはもとより、関係機関・団体との連携強化や行政による支援を強化する必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 民生委員・児童委員（主任児童委員(*)）として、よりの確な相談・援助が行えるよう必要な知識や援助技術の習得及び向上のための研修を充実させるとともに、民生委員・児童委員の活動が課題解決につながるよう行政のサポート体制を強化します。
- ◆ 関係機関・団体と情報共有を図り、ネットワークを強化するとともに、専門機関と民生委員・児童委員（主任児童委員(*)）との適切な役割分担を行います。
- ◆ 地域の関係機関や住民に対して、民生委員・児童委員制度及び職務の普及啓発と周知を進めます。
- ◆ 民生委員・児童委員のなり手不足の解消に向けて、豊かな知識と経験を持ち、定年を迎え時間に比較的余裕のある世代をはじめ幅広い世代への働きかけ等を強化します。

【目標指標】

項目	現状値 (令和7(2025)年12月)	令和12(2030)年度 目標値
民生委員・児童委員充足率	88.0%	91.7%

② 市町村社会福祉協議会の充実

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置付けられている市町村社会福祉協議会は、地域住民をはじめ社会福祉に関する事業・活動を行うほか、幅広い地域の機関・団体で構成され、市町村と連携・協働しながら地域福祉を推進する中核的団体としての役割を担っています。

これまで、市町村社会福祉協議会は、福祉総合相談、福祉教育、ボランティアの養成と福祉活動への参加促進、住民参加による声かけや見守り及び在宅福祉サービスの提供等住民参加を基本として幅広い活動を展開し、公的サービスでは対応できない多様な人々の多様な生活課題の解決に積極的に取り組んでいます。

今後も、より身近な地域での福祉活動の充実が求められることから、地域住民のニーズに対応したきめ細かな相談支援機能の充実をはじめ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのコーディネーター(*)としての役割が一層期待されています。

【施策展開の方向】

- ◆ 各市町村社会福祉協議会における身近な相談支援機能の充実が図られるよう、青森県社会福祉協議会を通じて支援します。
- ◆ 地域福祉推進のコーディネーター(*)として、「支援をしたい人」と「支援が必要な人」をつなぐ、協働システムの普及を図ります。
- ◆ 住民により近い立場にある地区社会福祉協議会(*)の取組を活性化させます。

③ 青森県社会福祉協議会の充実

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられています。青森県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員(*)、社会福祉事業経営者等を構成員として組織され、市町村社会福祉協議会の支援と協働、災害ボランティアセンターへの運営支援、生活困窮者支援や社会福祉法人の社会貢献活動支援、福祉人材センター、ボランティア・市民活動センターの運営、生活福祉資金の貸与、福祉サービスに関する利用援助や苦情解決、大規模災害発生時における人材派遣、成年後見人等監督業務等、地域福祉の推進のための広域的な事業等を実施しています。

今後も、本県の地域福祉推進の中核的団体として、市町村社会福祉協議会や関係団体と連携しながら、より専門性の高い事業を展開することにより、本県の地域福祉を推進することが期待されています。

【施策展開の方向】

- ◆ 青森県社会福祉協議会がその本旨に即して運営され、本計画の推進力となるよう体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援します。

④ 社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきました。しかしながら、社会福祉法人の今日的な意義は、これに止まらず、少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応するために、地域共生社会の担い手として、公益性・非営利性を有し、社会福祉事業や「地域における公益的な取組」を行うことにあります。

こうした時代の要請を踏まえ、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、地域社会に貢献する法人の在り方を確立するために、社会福祉法が平成28(2016)年3月に一部改正されました。地域福祉との関わりにおいては、社会福祉法人について地域における公益的な取組が責務として規定され、社会福祉法人には、市場で安定的・継続的に提供されることが望めない福祉サービスの提供、すなわち既存の制度の対象とならない福祉サービスを無料または低額で提供する事業に取り組むことが求められています。

本県では、青森県社会福祉協議会が事務局となり、趣旨に賛同する社会福祉法人により「青森しあわせネットワーク」を組織し、制度の狭間で支援が必要な人に対し、支援を行っているほか、近隣の社会福祉法人が協働して公益的な取組を模索する動きが、各地で見られるようになっていきます。

また、令和2(2020)年6月に公布された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、令和4(2022)年4月から、「社会福祉連携推進法人制度」(*)が施行されました。社会福祉連携推進業務として地域福祉支援業務を行う上で、地域の福祉ニーズに対応した事業を安定的に継続し、持続可能なサービス提供体制を構築するため、社会福祉連携推進法人制度の活用が見込まれます。

【施策展開の方向】

- ◆ 社会福祉法人が、その本旨に基づき、地域のニーズを踏まえて、日常生活、社会生活上の支援を必要とする方に対して無料または低額な料金により福祉サービスを提供する事業に取り組むことができるように、必要な情報提供や事業の実施等の支援を行います。
- ◆ 地域の実情に応じて、単独の法人としてのサービス提供だけではなく、社会福祉法人の人材・資産等をいかした連携・協働を推進するため、制度の目的や取組に関する周知を行います。

⑤ 共同募金運動の活性化

共同募金運動は、民間資金による助成の過程を通じて地域の課題を把握し、高齢、障がい、こども、生活困窮等の福祉分野をはじめ、住民活動や災害ボランティア支援など地域の多様な活動を応援しています。

また、計画募金であることから、募金運動・広報活動を通じて住民に地域の課題を知ってもらうことにより地域福祉への多様な参加を生み出し、地域の福祉力の向上に寄与しています。

共同募金運動は、地域福祉の推進を図る存在として今後も持続的に取り組んでいく必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 地域福祉の推進を図るという目的により、運動（募金・助成）の成果を発信する取組を支援します。
- ◆ 県共同募金会が創意工夫ある運動（募金・助成）に取り組んでいけるよう、情報を共有し、連携の促進を図ります。



八戸市街頭募金（青森県共同募金会から提供）

3-3 社会参加の促進と生きがいづくり

誰もが住みよいまちづくりを推進するため、年齢や障がいの有無、性別に関わらず、誰もが利用しやすい生活環境を整備することが必要です。本県においては、平成10(1998)年に「福祉のまちづくり条例」を施行し、平成15(2003)年には「あおもりユニバーサルデザイン(*)推進基本指針」を策定し、一人ひとりがこちよく暮らせるまちづくりを進めています。また、平成13(2001)年に施行された「青森県男女共同参画推進条例」により、あらゆる分野での男女共同参画社会の実現を目指しています。

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成28(2016)年4月1日に施行されました。行政機関、民間会社、個人事業者や非営利で活動する団体を含め全ての事業を行う者に対して、障がいのある人への不当な差別的取扱いが禁止されたほか、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務となっています。

団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040年問題に代表されるような高齢化の進行による課題への対応や、人口減少・高齢者の進行により、65歳以上の高齢者が集落の半分を占める「限界集落」の増加が見込まれ、地域の支え合いがますます必要となるとともに、そこで暮らす地域住民のみならず、地域内外の様々な担い手と地域の多様なつながりを構築していくことが必要となります。高齢者がコミュニティの一員として支え、支えられる地域のつながりを根付かせていくことが重要です。

① 全ての人が暮らしやすいまちづくり

本県においても、一人ひとりが健やかで安心して自立した生活を送ることができ、それぞれの役割を果たすことができるような社会の実現を目指すことを基本理念に、「もの」、「情報」、「サービス」、「まち」について、誰もがこころよく暮らせるように進められています。

【施策展開の方向】

- ◆ 不特定多数の者が利用する公共的施設の出入口のスロープや、障がい者をはじめ誰もが利用できるトイレの設置等、全ての人が暮らしやすいよう、ユニバーサルな社会づくりの普及啓発を促進し、デジタル技術を用いた情報のバリアフリー化、多様な他者とのコミュニケーション推進に取り組めます。
- ◆ 障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がい者への合理的配慮に関しての普及啓発に取り組むほか、障がい者やその家族等からの相談に的確に応ずる体制の整備等に取り組む、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会づくりを推進します。
- ◆ 性別による差別や固定的性別役割分担意識を解消するとともに、職業生活と家庭生活の両立に向けて、男性の家事・育児への参画を促進するほか職場の環境整備について支援します。
- ◆ 高齢者や障がい者等の食事、買物や通院等の移動を支援する取組を促進します。
- ◆ 本県においては冬期間の積雪が多く、歩道や移動手段の確保が十分にされていないため、高齢者や障がい者が外出に不安を抱え、ひきこもりがちになります。道路や周辺の除排雪対策はもちろん、地域ボランティアの育成を図り、きめ細かな声かけができる体制の整備を行います。

② 社会活動参加の促進

平均寿命が延び、長い高齢期をどのように健康で生きがいをもって暮らすことができるかが課題となっています。団塊の世代を含め、高齢者のニーズは多様化し、画一的な世代観は通用しなくなってきました。高齢期を意義ある時期として捉え、新しいシニアライフの創造に向けた環境が必要とされています。

また、障がい者等の活躍促進に向け、生活支援・生活環境の充実、地域移行に取り組む必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 高齢になっても、豊かな知識と経験を発揮しながら、年齢に関わりなく、意欲・能力に応じて活躍できる環境づくりを推進します。
- ◆ 高齢者のつどいの場等の交流の場づくりや、老人クラブ活動、生涯学習・生涯スポーツ活動等を通じて、一人ひとりの生きがいを高める取組を推進します。
- ◆ 就業意欲のある高齢者が年齢に関わりなく希望する働き方ができるような環境づくりを推進します。
- ◆ 障がい者の雇用状況は厳しく、就職したいと考えるものの雇用の場がなく、就職できない障がい者が数多くいることから、農福連携をはじめとした障がい者の雇用の場を確保し、就業・生活面一体となった支援を行い、雇用を促進するとともに、障がい者の個々の職業能力開発を促進するための職業訓練を実施します。
- ◆ 障がい者の就労支援について、就労移行支援・就労継続支援等により、一般就労に必要な知識・能力の向上に必要な支援や訓練を促進します。

3-4 セーフティネット機能の充実・強化

いつ深刻な事態を招くかわからない災害や犯罪、本県でも深刻な問題になっている自殺問題、生命の危険を伴う虐待問題等、新たに取り組む必要がある課題について各種ネットワークを形成し、検討する必要があります。

市町村において、重層的支援体制整備事業等を手段として包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両地域住民の面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネット(*)を強化することが必要です。

個々の自助努力では対応しきれない問題に対しては、保健、医療、行政、司法、警察等へ相談・通報しやすい環境を整備するほか、地域住民、教育関係者、福祉関係者、民生委員・児童委員(*)やボランティア団体等が、関係機関と役割分担しながら適切かつ速やかに対応するなど、地域社会のセーフティネット(*)として機能する必要があります。

① 災害に備えた福祉的支援体制の構築

近年、地震をはじめ、台風や集中豪雨、豪雪等の自然災害が多発し、各地で大きな被害が発生しています。

高齢化が進む本県においては、大規模な災害が発生した場合、自力あるいは家族の支援のみでは避難の実施や避難生活を送ることが困難な方が増加しており、地域や関係機関が連携した対策を講じる必要性が高まっています。

県では、県民がリアルタイムで気象情報、避難情報、土砂災害情報等の防災情報を入手できるよう「あおり防災ポータル」を開設しています。また、青森県防災ハンドブック「あおりおまもり手帳」の配布により、災害への備えに関する情報を提供しています。

令和7(2025)年7月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、福祉サービスの提供や福祉関係者との連携の強化等、福祉的支援の充実が図られることとなりました。

包括的な支援体制の整備に当たり、防災関係機関・団体と連携を図るとともに、平時から関係者と連携関係を構築することが求められます。また、災害福祉支援チーム(DWAT)(*)が災害時において機能するよう平時から体制を構築する必要があります。

また、災害発生時に備え、支援を必要とする人へ日頃から地域ぐるみで行っている見守りや声掛け等の活動は、一人暮らしの高齢者、高齢夫婦世帯、障がい者、子育て家庭等要配慮者への避難支援を的確に行うための取組や体制づくりにもつながります。

【施策展開の方向】

- ◆ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）について、あらかじめ把握しておくとともに、避難の支援、安否の確認その他災害から身を守るために必要な措置を実施するための基礎となる名簿及び一人ひとりに対応した支援計画の作成を進めます。
- ◆ 災害発生時に備え、日頃から関係機関との連携を図り、町内会や民生委員・児童委員（*）が中心となり、地域ぐるみで安全確保に努め、高齢者や障がい者等、自力での避難・移動が困難な人に対する、近隣住民や民生委員・児童委員、身体障害者相談員（*）、知的障害者相談員（*）等による安否確認や避難支援を行います。
- ◆ 上記2点については、個人情報の「保護」と「利用」の調整を図るという個人情報保護法の趣旨を踏まえ、支援の必要な人に関する情報を行政等関係機関・団体と共有するとともに、県及び市町村の防災部門とも緊密に連携します。
- ◆ 福祉避難所の指定が進むように市町村に対し支援していきます。また、避難所において高齢者、障がい者、乳幼児等の良好な生活環境が確保できるよう、市町村を支援します。
- ◆ 災害時のボランティア活動をより迅速、効率的に行うため、防災ボランティアコーディネーターや災害時における協力者を養成し、社会福祉協議会との連携を強め、災害時に備えた取組を行います。
- ◆ 災害発生時に被災地域の要配慮者を支援する災害福祉支援チーム（DWAT）（*）の平時からの体制づくり・災害発生時の活動を推進します。
- ◆ 近県DWATとの受援・支援の連携を推進します。
- ◆ 平時から市町村、地域包括支援センター（*）、関係機関等が連携し、災害等の有事に備えた体制整備が図られるよう支援します。
- ◆ 「あおり防災ポータル」やSNS等を活用した災害情報の発信により、要配慮者が安心して安全を確保できるよう支援します。



青森DWAT活動の様子（青森県社会福祉協議会から提供）



あおもり
防災ポータル



青森県防災
ハンドブック



青森県防災ハンドブック
公式マスコットキャラクター
「おまもリス」

② 地域の安全の確保

積雪の多い冬期間は生活が閉ざされがちになり、特に高齢者は活動が低下し、要介護の割合は増加する傾向にあります。一人暮らしの高齢者、高齢夫婦世帯にとっては、除排雪等の負担が大きく、地域ぐるみで支える必要があります。

また、犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現は、県民全ての願いであり、県民生活の基盤となるものです。県では、平成18(2006)年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を施行し、県民が一体となって、行政、警察、事業者などと連携・協働し、犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めています。

【施策展開の方向】

- ◆ 行政機関、消防機関、建設業者、ボランティア団体、NPO(*)等が連携し、除排雪活動を推進します。
- ◆ 「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、互いに守り合い、支え合う地域づくりを推進します。

③ 自殺対策の推進

県では全ての県民がかけがえのない個人として尊重され、「生きることの包括的支援」を受けられるよう「誰も自殺に追い込まれることのない青森県の実現」を基本理念に掲げ、取組を進めています。

【施策展開の方向】

- ◆ こころの健康問題を抱えた人の早期発見、早期治療につなげる仕組みの充実やゲートキーパー(*)の育成等を行うとともに、相談窓口体制の充実、こころの健康に関する普及啓発を推進します。
- ◆ 市町村をはじめとする県内の関係機関等と連携しながら、各分野において地域の資源を活用し、総合的に自殺対策を推進します。

④ 虐待防止支援体制の強化

これまで、児童虐待の防止等に関する法律をはじめ、高齢者、障がい者への虐待防止や配偶者からの暴力防止等に関する法律が制定されていますが、痛ましい事件は引き続き発生しています。

本県においては、虐待等を未然に防止するため、人権意識の啓発を図るとともに、弁護士等の司法の専門家や警察と連携をとり対応しています。

【施策展開の方向】

- ◆ こどもへの虐待は、こどもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を与えることから、県民一人ひとりがこの問題に理解と関心を持ち、地域一丸となった取組を進めるため、こども虐待の未然防止対策を推進し、市町村をはじめとする関係機関における早期発見、早期対応、こどもや保護者に対する治療等切れ目のない総合的な支援を講じ、地域全体でこどもを守る支援体制づくりに積極的に取り組めます。
- ◆ 市町村における高齢者・障がい者虐待防止体制の充実に向けて、「虐待の防止と対応の手引き」等の周知や虐待対応に係る研修会の開催により市町村等を支援します。
- ◆ 虐待を受けたと思われる高齢者・障がい者を発見した場合の通報義務、施設等における適切な虐待防止体制の整備等について、施設等の職員全てが認識するよう、周知徹底を図ります。
- ◆ 虐待防止に向けた県民への啓発に努めます。
- ◆ 虐待の対応に当たっては、保護者や養護者が抱えている課題にも着目した支援について関係機関間で共有し、起こり得る虐待への予防策の在り方について検討します。
- ◆ 配偶者等からの暴力(DV)(*)は、安全で健やかに生活する権利を害し、被害者やそのこどもの心と体に深刻な影響を与えることから、DVを許さないという社会全体の意識づくりを進めます。
- ◆ DV防止関係機関職員の資質向上と連携強化を進めます。
- ◆ 弁護士、司法書士、医師、保健師、社会福祉士等の司法・保健・医療・福祉等の専門家がネットワークを形成し、虐待対応ネットワークをつくり、虐待についての知識を深め、事例検討等を行い、緊急時の対応や成年後見制度(*)の活用支援を行います。

⑤ 生活困窮者の自立支援等

平成27(2015)年4月の生活困窮者自立支援法(*)の施行を受け、県内に市及び町村部を合わせて16か所の相談窓口が設置されました。関係機関と連携を強化し、支援を必要とする生活困窮者が確実に相談支援に結び付き、自立につながるよう、関係機関との包括的な支援が進められています。

また、就労準備支援事業(*)や家計改善支援事業(*)に加え、令和6年(2024)年の改正生活困窮者自立支援法により、新たに居住支援事業(*)の実施が努力義務とされたことから、3事業の全県的な実施に向け引き続き取り組んでいきます。

今後も、支援を必要とする方を確実に相談支援に結びつける取組の推進が必要であり、関係機関との連携強化等効果的な取組を進める必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 生活困窮者の支援が適切かつ円滑に行われるよう、市町村等に対し、情報提供や必要な助言等を行います。
- ◆ 市町村の福祉部局や租税・公共料金担当部局、教育機関、社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員(*)、その他の関係機関と連携しながら対象者の早期発見に努めます。
- ◆ 生活困窮者の把握のための必要な情報を得て効果的に支援を実施するため、自立相談窓口と福祉事務所、ハローワーク間の連携に加えて、福祉部局その他様々な部署や関係機関と連携協力し、支援に取り組みます。
- ◆ 制度に関する積極的な広報に努めます。
- ◆ 生活困窮者自立支援法に基づく必須事業(自立相談支援事業、住居確保給付金)、任意事業(就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、子どもの学習支援事業等)や関係機関、他制度、多様な主体による支援の実施により、対象者の自立を支援します。
- ◆ 生活困窮者自立支援法において、実施が努力義務とされている就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住支援事業の全県的な実施に向け、未実施の市に対し、情報提供や必要な助言等を行います。
- ◆ 相談支援員や就労支援員等が、生活困窮者への包括的な支援を適切に行うための専門性とスキルの習得のため、養成研修の実施等の人材育成に努めます。

- ◆ 生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の創出や活用、就労先の開拓や社会参加の場づくりに向けて、住民の理解の促進や地域支援ネットワークの構築等につなげていきます。
- ◆ ひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援をはじめとしたきめ細かな生活面の支援、より高い収入を得られる就業を可能とするための支援を行うとともに、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用や経済的支援についての周知を図ります。

【目標指標】

項目	現状値 (令和6(2024)年度)	令和12(2030)年度 目標値
県が設置する自立支援相談機関(6か所) における支援プラン作成件数	594件	708件

項目	現状値 (令和6(2024)年度)	令和12(2030)年度 目標値
任意事業(努力義務)(※)実施自治体数(県含む)		
就労準備支援事業(*)	県・5市	県・10市
家計改善支援事業(*)	県・5市	県・10市
居住支援事業(*)	—	県・5市

※ 対象は県及び10市



⑥ 居住支援

高齢者や低額所得者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援は、住宅部局が主体となって、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の安定的な供給や、居住支援法人の認定及び県・各市町村居住支援協議会設置の促進等を図ってきました。

一方、福祉部局においても、令和7年度から各自立相談窓口が居住に関する相談支援を行うことが生活困窮者自立支援法（*）に規定されたほか、令和7年10月から見守り等の居住サポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）が創設され、福祉部局と住宅部局が連携し対応することとされました。

今後も、住宅部局、福祉部局及び居住支援協議会等の関係機関が連携して居住支援を推進していく必要があります。

【施策展開の方向】

- ◆ 住宅確保要配慮者や生活困窮者等から青森県居住支援協議会や県内居住支援法人、自立相談窓口等に、住宅に関する相談が円滑に行われるよう、関係機関との連携や相談機関に関する周知啓発を促進します。
- ◆ 関係団体へのセミナー等による情報提供を通じて、セーフティネット登録住宅やサポート住宅の登録数、居住支援法人の認定数の増加を推進します。
- ◆ 市町村を対象とした勉強会や先進事例に関する情報提供等を通じて、各市町村における居住支援協議会の設置を推進します。

⑦ ひきこもり（*）支援

ひきこもり支援においては、本人のペースに合わせながら、本人やその家族が自らの意思により、自身が目指す生き方、社会との関わり方等を決めていくことのできる「自律」を目指し、本人やその家族の尊厳を守り、寄り添いながら、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイド型の伴奏型支援の継続が大切です。

県では、平成28（2016）年度にひきこもり地域支援センター（*）を精神保健福祉センター内に設置して相談支援を行うとともに、サテライト窓口を青森市内の中心部に開設し、相談しやすい体制づくりを図っています。

また、官民連携の地域連絡協議会として「青森県ひきこもり地域支援連絡協議会」を設置し、関係機関・関係団体相互の連携強化によるひきこもり支援を行っています。

【施策展開の方向】

- ◆ 地域における相談支援体制が包括的に機能するよう、ひきこもり地域支援センター(*)や地域支援連絡協議会において、行政機関、生活困窮者自立支援窓口等関係機関や団体と密接な連携を図っていきます。

⑧ 犯罪をした者等の社会復帰の支援

本県の検挙人数は令和3(2021)年から令和4(2022)年にかけて減少し、令和5(2023)年以降増加傾向にあり、再犯者数についても同様の傾向となっています。一方で、刑法犯検挙者の半数近くが再犯者という状況であることから、より安全・安心な社会の実現のため社会全体で支え合う再犯防止対策が必要です。

【施策展開の方向】

- ◆ 第2次青森県再犯防止推進計画に基づき、引き続き犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる社会の実現を目指します。
- ◆ これまで実施してきた福祉的支援を必要とする刑務所等出所者の相談支援を継続するとともに、高齢や障がい等により、軽微な犯罪をして起訴猶予や刑事裁判で執行猶予などになった人に対する支援に取り組めます。
- ◆ 市町村に対して、国や他県の状況等の情報提供を行うとともに、市町村間での情報共有を行うための会議、県内市町村職員等の理解促進のための研修会などの開催を通じて引き続き市町村再犯防止推進計画策定や再犯防止に関する取組を推進していきます。

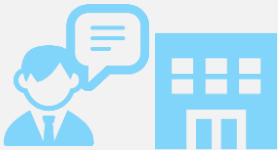
(2) 地域福祉推進に向けた各主体の役割分担

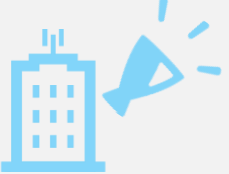
誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活ができる福祉を実現していくためには、地域の様々な主体がそれぞれ自らの役割を自覚しながら、相互に連携し、共に支え合い助け合う地域づくりに主体的に参画していくことが求められます。

各主体	期待される基本的な役割
地域住民 	◆ 地域社会の一員として、地域福祉活動に主体的に参加し関与する重要な役割を担う。 ◆ 自ら福祉の心の涵養に努め、地域の中で互いに支え合い、生きがいを持って暮らすことを心がける。
ボランティア・NPO(*) 	◆ 行政をはじめ地域にある様々な主体とのネットワークの構築に努め、地域での支え合いに積極的な役割を果たす。 ◆ 地域の課題や潜在化しているニーズについて、行政や地域に向けて積極的に情報発信する。
民生委員・児童委員(*) 	◆ 高齢者、障がい者、子育て家庭等、援助を必要とする住民の相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへのつなぎ役として重要な役割を担う。 ◆ 地域住民の生活に最も密着した福祉のプロフェッショナルとして、地域の中で援助が必要となる住民の見守り活動の中核を担う。
町内会（自治会） 	◆ 地域住民が生活する最小単位の社会的地域基盤として、生活に直結した地域課題の解決に向けて、行政をはじめ地域にある様々な主体との橋渡しを担う。 ◆ 特に町内会（自治会）長は地域住民の生活に最も密着したまちのよろず相談役として、地域の中で援助が必要となる住民の見守り活動の中核を担う。

各主体	期待される基本的な役割
学校等 	◆ 地域社会の構成員として、地域にある様々な主体との関わりを通して、将来地域を支えるこどもたちの福祉の心を育む重要な役割を担う。
福祉サービス事業者等 	◆ 地域福祉の主要な推進主体として、関係法令を遵守して適正な運営を図る。 ◆ 利用しやすいサービスの提供等利用者本位の立場に立った質の高いサービス提供に努める。 ◆ サービスの質を確保するため、従事者に対する技術・知識の向上に努める。 ◆ サービスに関する積極的な情報提供、迅速な苦情対応、福祉サービス第三者評価(*)制度の活用に努める。 ◆ 事業者が有する専門性を持った人材や施設を地域福祉の向上に役立てるなど、地域社会との交流を通じた地域貢献に努める。 ◆ 雇用管理改善、キャリアパス(*)整備の推進等により、「より魅力ある職場づくり、職員が働きやすい環境づくり」に努める。 ◆ 社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの中心的役割を果たすだけでなく、地域における公益的な取組を積極的に図る。
一般企業等 	◆ 地域社会の構成員として、高齢者や障がい者等の雇用・就業機会の創出に努める。 ◆ 子育てや介護等を抱える従業員の家庭生活と両立できる雇用環境の整備に努める。 ◆ 企業の有する人材や施設を地域社会に還元するなど、地域貢献活動に積極的に取り組む。
保健・医療関係団体等 	◆ 保健・医療・福祉・介護サービスの総合化（地域包括ケアの推進）等に向けて、福祉関係者との積極的な連携に努め、地域住民の健康を守る主体として、その役割を積極的に果たしていく。

各主体	期待される基本的な役割
産業関係団体等 	◆ 地域社会の構成員として、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等地域に密着した産業関係団体等は、住民生活の基盤を支える団体本来の活動に加え、地域福祉を支える活動に積極的にかかわるよう努める。
地域の安全・安心推進 関係団体等 	◆ 災害や犯罪の発生に備え、また虐待や自殺等を未然に防ぐなど、地域住民の安心・安全を推進・支援する主体として、その役割を積極的に果たしていく。
青森県共同募金会  	◆ 助成によって、社会福祉協議会、NPO(※)、ボランティア団体などによるさまざまな地域福祉活動を資金面などから支援する役割や、募金・広報を通じて地域の課題を発信し、地域福祉への参加を促していく福祉教育的な役割が期待されている。
市町村社会福祉協議会 	◆ 社会福祉法第109条に規定された、市町村における地域福祉を推進する民間の中核的団体として、地域住民はじめ市町村や関係団体との連携・協働により、福祉サービスを必要とする住民等に対して支援活動を行う重要な役割を担う。 ◆ 地域福祉の推進主体として、地区社会福祉協議会(※)の活性化、ボランティア団体・NPO(※)等福祉に携わる人材の育成やコーディネート、住民相互のネットワークづくりに努める。 ◆ 福祉教育の取組を進めるため、市町村・学校等と連携し、地域の福祉活動と一体となった活動に努める。 ◆ 特に市町村とは的確な役割分担を図り、地域福祉推進の中心的な担い手としての役割を積極的に果たしていく。

各主体	期待される基本的な役割
青森県社会福祉協議会 	◆ 社会福祉法第110条に規定された、県域レベルでの地域福祉を推進する中核団体として、社会福祉事業の適切な推進を図る重要な役割を担う。 ◆ 社会福祉事業従事者の人材の確保や養成、社会福祉事業経営者に対する指導及び助言、福祉サービスの権利擁護等、広域的観点から質の高い利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりに努める。 ◆ 福祉教育の取組を進めるため、市町村社会福祉協議会等の取組の支援に努める。 ◆ 市町村社会福祉協議会が地域福祉の推進に向けてその役割を十分に発揮できるように、連絡調整や支援に努める。
行政（市町村） 	◆ 地域住民に最も身近な行政主体として、住民ニーズを把握し、地域の特性を踏まえたきめ細かい利用しやすいサービスの提供が図られるよう、市町村におけるより良い地域福祉の実現に向けて、「地域福祉計画」の策定等を通じその役割を積極的に果たしていく。 ◆ 地域にある様々な主体が展開する活動を支援し、関係団体とのネットワークを構築し、コーディネート役を果たしながら、地域の絆の再興に努める。 ◆ 特に市町村社会福祉協議会とは、的確な役割分担を図り、地域福祉推進の担い手としての役割を積極的に果たしていく。 ◆ 包括的な支援体制の整備に当たっては、福祉や医療だけでなく様々な組織と連携、ネットワークの構築を図る。 ◆ 福祉に関する制度、相談機関、福祉サービスを県と協力して周知・情報提供していく。

各主体	期待される基本的な役割
行政（県） 	◆ 市町村における地域福祉推進の取組を広域的、専門的、技術的な観点から支援するとともに、単独の市町村では実施が困難な全県的なサービスの提供を行うなど、県域レベルでの地域福祉の実現に向けて、その役割を積極的に果たしていく。 ◆ 広域的観点から公的サービスの適正な提供とその質の確保、利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりに努める。 ◆ 市町村と連携し、民間での地域福祉活動の支援や人材の確保・育成に努める。 ◆ 地域の実情を踏まえ、国に対する制度改正や規制緩和等の提案を行う。 ◆ 「青森県地域福祉支援計画」の推進に向けて、県等の広報媒体を活用したPRや県政に関する出前トークの実施等、計画の普及に積極的に努める。 ◆ 福祉に関する制度、相談機関、福祉サービスを市町村と協力して周知・情報提供していく。 ◆ 地域共生社会の実現に向け、福祉以外の組織と連携した取組を推進していく。

(3) 市町村における地域福祉計画の策定の支援・推進

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された市町村による策定が努力義務とされている計画であり、市町村が地域の実状に応じて地域福祉の推進に積極的に取り組むためには、この策定が必要不可欠のものです。

各市町村においては、地域の創意と独自性を生かしながら、社会福祉法の規定等を踏まえて計画に盛り込む具体的な内容を検討するとともに、その他必要な事項を加えて計画に盛り込むこととなります。

令和8(2026)年3月現在、本県は全ての市町村が市町村地域福祉計画を策定しています。県としては、市町村が地域共生社会・包括的支援体制整備をはじめとした国の施策の方向性や社会情勢の変化等を踏まえて定期的に改定されるよう、地域福祉計画の策定方法や先進事例の共有を図るための支援施策を実施し、市町村の計画策定を積極的に支援します。

県内市町村地域福祉計画の策定状況(令和8(2026)年3月現在)

市町村名	策定年度	最終改定年度	市町村名	策定年度	最終改定年度	市町村名	策定年度	最終改定年度
青森市	平成25年度	令和6年度	鯉ヶ沢町	平成30年度	令和4年度	六ヶ所村	平成30年度	令和5年度
弘前市	平成30年度	令和5年度	深浦町	令和2年度	令和7年度	おいらせ町	平成29年度	令和4年度
八戸市	平成18年度	令和4年度	西目屋村	平成26年度	令和6年度	大間町	平成26年度	令和6年度
黒石市	平成16年度	令和3年度	藤崎町	平成20年度	令和5年度	東通村	令和2年度	—
五所川原市	平成26年度	令和6年度	大鰐町	平成26年度	令和6年度	風間浦村	令和4年度	—
十和田市	平成28年度	令和3年度	田舎館村	令和元年度	令和6年度	佐井村	令和7年度	—
三沢市	平成24年度	令和6年度	板柳町	平成31年度	令和6年度	三戸町	平成29年度	令和3年度
むつ市	平成19年度	令和6年度	鶴田町	令和3年度	—	五戸町	平成30年度	令和5年度
つがる市	平成19年度	令和5年度	中泊町	平成29年度	—	田子町	平成26年度	令和元年度
平川市	平成21年度	令和6年度	野辺地町	令和2年度	—	南部町	平成21年度	令和6年度
平内町	平成17年度	令和6年度	七戸町	平成25年度	令和6年度	階上町	平成25年度	令和5年度
今別町	平成15年度	令和2年度	六戸町	令和2年度	—	新郷村	令和元年度	令和6年度
蓬田村	平成22年度	令和2年度	横浜町	平成20年度	令和5年度			
外ヶ浜町	平成22年度	令和2年度	東北町	平成18年度	令和6年度			

※ 策定年度・最終改定年度は策定始期の年度となります。

用語の解説

	用 語	解 説	掲載
あ	青森県地域共生社会コーディネーター(CC)	青森県が推進する「地域共生社会」において、市町村の枠を越えて活動する「地域共生社会コーディネーター」の呼称です。高齢化や過疎化の進む地域において、外部の視点から市町村や第1層SC(生活支援コーディネーター)を支援し、新たな住民参加の仕組みづくりやアイデア提供を行う役割を果たします。	P50
	青森県福祉人材センター	社会福祉法に基づき、社会福祉事業従事者の確保を推進することを目的として県が設置しています。センターでは、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介や就職説明会等を実施します。	P42
	青森県保育士・保育所支援センター	県内保育所等に就労する保育士の安定的な確保を図ることを目的として県が設置しています。センターでは、保育士人材バンクによる保育士等の再就職支援、求人・求職のマッチング、保育士等の処遇改善や離職防止に向けた相談・支援等を行います。	P42
	インフォーマルサービス	制度化された公的なサービスではなく地域住民・ボランティア等によって行われる「非公式」な援助サービスのことをいいます。	P21 P24
	NPO	「Non-Profit Organization(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)」の略で、「非営利組織」や「民間非営利団体」と訳され、利益の分配を目的とせず、社会貢献活動を行う民間の団体の総称です。広義には法人格のない団体も含まれますが、狭義では「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人(NPO)」を指し、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野で活動しています。	P1 P12 P19 P21 P24 P44 P48 P61 P67 P69

	用 語	解 説	掲載
か	家計改善支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、家計に問題を抱える生活困窮者に対して、相談員が専門的な助言や支援を行い、家計の立て直しと自立をサポートする事業のことです。	P63 P64
	キャリアパス	ある職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のルートのことです。	P43 P68
	居住支援事業	高齢者、障がい者、低額所得者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する人々(住宅確保要配慮者)が、民間賃貸住宅へ円滑に入居・定着できるようサポートする取組のことです。	P63 P64
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。	P61
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの平均こども数に相当します。	P4
	高齢化率	総人口に占める65歳以上人口の割合を示す指標のことです。	P4 P5
	こども家庭センター	市町村の母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施する機関のことです。	P13 P28
	コーディネーター	住民参加による地域福祉活動を促進するため、地域の社会資源の発掘・育成や地域間の連絡・調整、住民への福祉教育の普及等、地域援助にかかわる種々の活動を行う専門職者のことです。	P52

	用 語	解 説	掲載
さ	災害福祉支援チーム (DWAT)	災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重症化など二次被害防止のため、避難所等で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、こども等）に対する福祉的支援を行う民間の福祉専門職で構成するチームです。	P58 P59
	社会福祉連携推進法人制度	社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度です。社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・介護人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生の取組の推進などが可能となる制度です。	P53
	就労準備支援事業	生活困窮者自立支援制度に基づく支援の一つで、直ちに一般就労（一般企業での雇用）を目指すことが難しい方に対し、一定期間、生活習慣の改善や基礎的な社会・就労能力を養い、最終的に就労へつなげることを目的とした事業です。	P63 P64
	主任児童委員	担当区域をもつ児童委員とは別に、児童福祉に関する事項を専門的に担当しており、区域を担当する児童委員と一体となって、個別援助、健全育成活動、子育て支援活動等を行っています。	P51
	障害者相談支援事業	市町村が実施する障がい者等の相談窓口です。障がい者福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助等を行います。	P28
	食生活改善推進員	地域住民の生涯を通じた健康づくりのために、地域における食生活改善のボランティア活動を行う人のことです。 市町村が実施する研修を終了した人が、市町村の食生活改善推進員会に所属し、活動を行います。	P44

	用 語	解 説	掲載
さ	身体障害者相談員	身体に障がいのある方の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障がい者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障がいのある方に関する援護思想の普及等に係る業務を行います。	P28 P59
	生活困窮者自立支援法	平成27年4月1日施行。生活困窮者からの相談を受け付けた上で自立のための支援を実施する「自立相談支援事業」など、様々な支援（事業）を実施し、生活困窮者の自立促進を図ることを目的としています。	P1 P63 P65
	生活支援コーディネーター (SC)	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者の生活支援や介護予防の環境を整備し、支援を必要としている人にサービスを繋げる役割を担う者です。	P50
	生産年齢人口	15歳以上65歳未満（15～64歳）の人口のことで、国内の経済・生産活動を支える主たる労働力層となります。	P4 P17 P26 P41
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者を保護し、支援するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人の代わりに契約の締結等を行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて締結した契約を取り消したりするなど、これらの人を不利益から守る制度です。	P13 P35 P62
	セーフティネット	生活上困難に陥っても、最低限の生命・身体の安全を保障できる仕組みのことです。	P17 P58
	ソーシャル・インクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のことです。社会的包摂とも訳されます。	P39 P50



	用 語	解 説	掲載
た	ダブルケアラー	子育てと親の介護という2つのケアを同時に行なっている人のことです。	P1
	地域支援事業	介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として市町村が行う事業で、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業で構成されています。	P12
	地域包括ケアシステム	高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。	P18
	地域包括支援センター	地域の高齢者等を対象に、心身の健康の維持、保健・医療の向上、福祉の増進、生活の安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関として、市町村が設置し、介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業等のサービスを提供します。	P28 P34 P59
	地区社会福祉協議会（地区社協）	市町村社会福祉協議会が、小学校区や自治会等を単位とする住民の身近な地域の範囲で、住民が進んで福祉活動に参加できるように設置を進めている組織のことです。	P28 P40 P48 P52 P69
	知的障害者相談員	知的障がい者の更生援護に関し、本人またはその保護者等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行及び県民の知的障がい者援護思想の普及等に係る業務を行います。	P28 P59

	用 語	解 説	掲載
た な	中核機関	認知症や知的障害などにより判断能力が不十分な方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、権利擁護支援や成年後見制度の利用促進に関する「地域連携ネットワーク」の核（司令塔）となる機関のことです。	P35
	認知症サポーター、キャラバン・メイト	認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者で、市町村や職域団体等が行う認知症サポーター養成講座を受講した方です。キャラバン・メイトは、認知症サポーター養成講座の講師役です。	P49
	日常生活自立支援事業	判断能力に不安がある高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行うものです。	P32 P34
	認証評価	質の高い人材の確保・育成と利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供を目的として、サービス事業所における職員の処遇改善・人材育成及びサービスの質の向上に関する取組等を評価し、県が定める評価基準を全て満たしている事業所を認証し公表する制度です。	P30
	年少人口	人口統計において0歳から14歳までの年齢層を指す言葉で、社会の次世代を担うこどもたちの人口です。	P4
	ノーマライゼーション	高齢であることや障がいの有無等に関わらず、全ての人が一般社会の中で普通の生活を送ることができ、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方のことです。	P39 P50

	用 語	解 説	掲載
な	ノーリフティングケア	看護・介護・福祉の現場から、職業病としての腰痛をなくすための取組。持ち上げ・抱え上げ・引きずりなどのケアを廃止し、リフト等の福祉用具を積極的に使用し、職員の負担に係る作業を見直すものです。	P42
	配偶者等からの暴力 (ドメスティック・バイオ レンス:DV)	夫婦や恋人等親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力等をいいます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を対象としています。	P7 P8 P41 P62
は	配偶者暴力相談支援 センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、配偶者からの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、その他の暴力等についての相談、情報提供、安全の確保等に関する支援を行う専門機関です。	P8
	8050問題	80代の親が50代の子どもの生活を支え続け、経済的困窮や社会的な孤立に陥る家庭が増えている社会問題のことです。	P1
	ひきこもり	社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態にある人やその家族(世帯)がひきこもり支援の対象となります。その状態にある期間を問いません。	P1 P65
	ひきこもり地域支援セ ンター	都道府県が設置するひきこもりの相談窓口です。センターでは、本人や家族への相談支援、関係機関との連携による包括的な支援体制の確保、ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信等を実施します。	P65

	用 語	解 説	掲載
は	フードバンク	食品を取り扱う企業や生産者から、製造・流通過程等で出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品等、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供する活動のことです。	P48
	福祉コミュニティ	住民が福祉への関心を持ち、積極的に活動に参加しており、かつ、日常的に援助を必要とする人が自立した生活を送れる具体的な福祉サービスが機能している地域社会をいいます。 また、コミュニティとは、地域住民が居住し生活をしながら、政治、経済、文化、風俗等で関わり合い、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のことをいいます。	P50
	福祉サービス第三者評 価	事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント力等を評価する制度のことです。	P30 P37 P38 P68
	保健協力員	地域住民の健康維持・増進や地域の保健活動を組織的に支援するために、市町村が行う衛生思想の普及や健康づくりのための事業等に協力してもらう人です。 通常、市町村が条例、規則等に基づき設置し、市町村長が委嘱します。	P44

	用 語	解 説	掲載
ま	民生委員・児童委員	民生委員法第5条第1項の規定により、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する特別職の公務員です。任期は3年とされており、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からの生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。全ての民生委員・児童委員が児童福祉法に基づき児童委員を兼ねることとされています。	P28 P51 P52 P58 P59 P63 P67
	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められることも・若者のことです。	P1
や	ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。	P55
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場です。	P28

社会福祉法(抜粋) (令和3年4月1日施行)

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営業者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

(1) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

(2) 母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センターを営業者

(3) 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業

(5) 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

(2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

(2) 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業

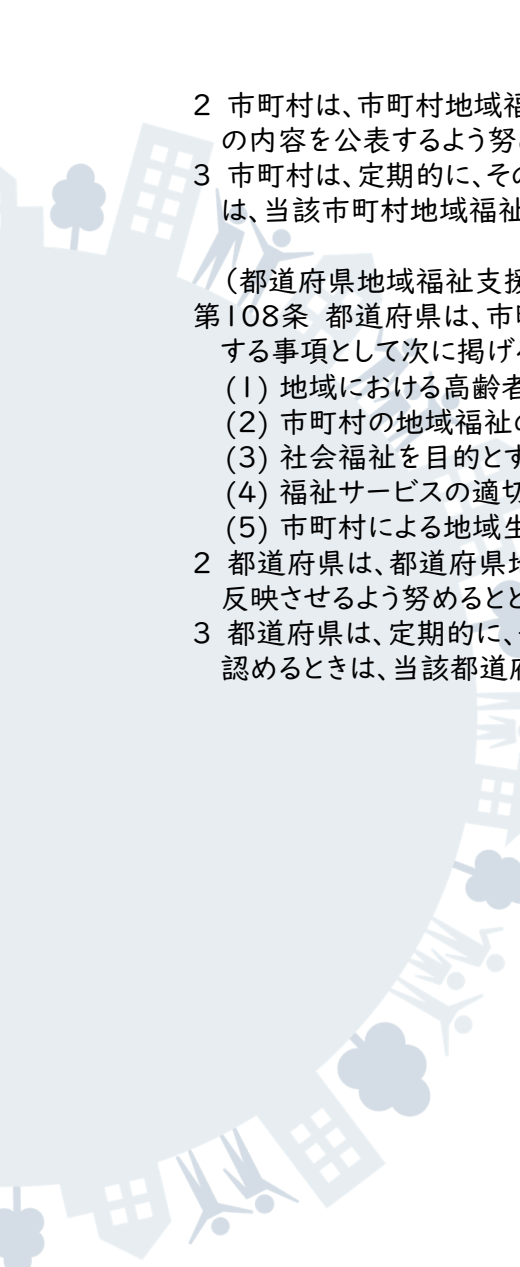
ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

- (2) 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- (3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業
- (4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- (5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- (6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - （2）市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - （3）社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - （4）福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - （5）市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

青森県地域福祉支援計画推進委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域福祉の着実な推進を図るため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき、青森県地域福祉支援計画(以下「支援計画」という。)の調査、分析、評価及び改定の検討を行う青森県地域福祉支援計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 支援計画の評価及び改定に関すること。
- (2) その他本県における地域福祉の推進に関すること。

(組織等)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉事業従事者
 - (3) 地域活動に携わる者
 - (4) 行政関係者
- 2 推進委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 推進委員会の会議は、青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

- 第5条 委員の任期は3年とする。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員の協議により委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に選任される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和9年7月31日までとする。

委員推薦機関・団体名	役 職	委員氏名
八戸学院大学健康医療学部人間健康学科	学部長兼学科長教授	よしだ もりみ 吉田 守実
青森県社会福祉協議会	事務局長	たかはし きんいち 高橋 金一
青森県老人福祉協会	会長	むなかた みつひで 棟方 光秀
青森県保育連合会	会長	わたなべ たてみち 渡邊 建道
青森県身体障害者施設協議会	会長	こばやし ひろまさ 小林 大真
青森県社会福祉士会	会長	な や 納谷 むつみ
青森県民生委員児童委員協議会	会長	くどう やすこ 工藤 泰子
青森県共同募金会	常務理事	たまかわ こういち 玉川 孝一
合同会社くらしラボ	代表	たちばな ともひろ 橘 友博
藤崎町	福祉課長	ささき わたる 佐々木 渉

(令和8年3月現在)

地域福祉支援計画（第4次）改定経過

令和6年10月 2日～10月21日	地域福祉の推進に向けたアンケート調査
令和7年 1月24日	令和6年度青森県地域福祉支援計画推進委員会
令和7年 7月29日	令和7年度第1回青森県地域福祉支援計画推進委員会
令和8年 2月 5日	令和7年度第2回青森県地域福祉支援計画推進委員会
令和8年 2月20日～ 3月12日	パブリックコメント
令和8年 3月16日～ 3月23日	令和7年度第3回青森県地域福祉支援計画推進委員会（書面開催）



第4次青森県地域福祉支援計画

発行 青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課
〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
TEL 017-734-9281 FAX 017-734-8085